目

次

号外第十八号

Н

平成二十六年 三月二十八日

金

曜

○ 部を改正する条例
○ 山梨県立リニア見学センター設置及び管理条例の一部を改正する条例の ○山梨県運転適性検査手数料条例及び山梨県警察関係手数料条例の一部を改 ○設置及び管理条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例○山梨県立国際交流センター設置及び管理条例及び山梨県立富士北麓駐車場 ○山梨県立愛宕山こどもの国設置及び管理条例等の一部を改正する条例 …………四 ○山梨県立青少年センター設置及び管理条例等の一部を改正する条例 …………… ○山梨県道路法施行条例等の一部を改正する条例 …………………………四 ○山梨県行政財産使用料条例及び山梨県手数料条例の一部を改正する条例 ………… ○山梨県立職業能力開発校設置及び管理条例等の一部を改正する条例 …………… ○山梨県留置施設視察委員会条例の一部を改正する条例 ………………………三六 やンター設置及び管理条例の一部を改正する条例)山梨県立県民文化ホール設置及び管理条例及び山梨県立男女共同参画推進)山梨県営石和温泉給湯使用料等徴収条例の一部を改正する条例 应 点 兀 几 几 七 四 四

条例 0 あらま

兀

○部を改正する条例 ○山梨県指定障害福祉サービスの事業等に関する基準等を定める条例等の一........

○山梨県介護保険審査会の公益を代表する委員の定数等に関する条例の一部.......| | | | |

○山梨県衛生環境研究所手数料条例の一部を改正する条例 ……………………一二

○山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 ………………一一 ○山梨県いじめ防止対策推進法施行条例 ………………………………………………………… ○山梨県建設工事紛争審査会委員定数条例 ……………………………………………………………………………… ○山梨県口腔の健康づくりの推進に関する条例 ……………………………七

山梨県口腔の健康づくりの推進に関する条例(条例第十七号)(健康増進課

1 \bigcirc 推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、 理念を定め、並びに県の責務及び県民の役割を明らかにするとともに、口腔の健康づ 持増進に寄与することを目的とすることとした。 くりの推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、 若しくは向上させる取組(以下「口腔の健康づくり」という。)の推進に関し、基本 この条例は、県民の口腔の健康を保持し、若しくは増進し、又はその機能を維持し、 もって県民の生涯にわたる健康の保 口腔の健康づくりの

2 こととした。 口腔の健康づくりの推進に関する基本理念並びに県の責務及び県民の役割を定める

県は、 口腔の健康づくりを推進するため、 次に掲げる施策を講ずるものとした。

3

○山梨県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 ………………三四

○山梨県教育委員会の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 ………三五

入学料及び入学審査料条例の一部を改正する条例 ………三五

○山梨県立学校授業料、

○山梨県職業訓練に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例 ……………二九 ○山梨県工業技術センター諸収入条例の一部を改正する条例 ……………………二六 ○山梨県富士五湖の静穏の保全に関する条例の一部を改正する条例………………二四 ○山梨県理容師法施行条例及び山梨県美容師法施行条例の一部を改正する条

:-----

兀

 \equiv

るようにするための取組を支援すること。 歯科疾患の特性に応じた歯科に係る検診及び歯科保健指導を受ける機会を確保でき 県民が乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔の機能の状態及び

障害者等を養護する者又は父母その他の子どもを現に監護する者が行う障害者等

 (\Box)

県 公 報 뭉 外 第十八号 平成二十六年三月二十八日

Ш 梨 ○山梨県社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例 ………………………三六 ○山梨県立宝石美術専門学校設置及び管理条例の一部を改正する条例 ……………二六

又は子どもについての口腔の健康づくりを支援すること

- (\equiv) る助言その他の援助を行うこと。 フッ化物の応用その他の科学的根拠に基づく歯科疾患の予防のための取組に対す
- (四) 歯科医療とがん、糖尿病等の疾病に関する医療との連携を図る取組を支援するこ
- 口腔の健康づくりの推進に関する普及啓発を行うこと。
- (六) (五) 口腔の健康づくりの推進に関する調査研究並びに情報の収集及び提供を行うこと。
- 4 の健康づくりの推進に関する計画を策定することとした。 口腔の健康づくりの推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、 口腔
- 県民が積極的に口腔の健康づくりに関する活動を行う意欲を高めるため、口腔の健康 づくり推進週間(毎年十一月八日から同月十四日まで)を設けることとした。 県民の間に広く口腔の健康づくりの推進についての関心と理解を深めるとともに、
- この条例は、公布の日から施行することとした。
- 山梨県森林審議会委員定数条例(条例第十八号)(森林整備課
- 定めることとし、その定数は、十五人以内とすることとした。 関する法律の施行による森林法の一部改正に鑑み、山梨県森林審議会の委員の定数を 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に
- 2 この条例は、平成二十六年四月一日から施行することとした。
- 山梨県建設工事紛争審査会委員定数条例(条例第十九号)(建設業対策室
- 員の定数を定めることとし、その定数は、十人以内とすることとした。 関する法律の施行による建設業法の一部改正に鑑み、山梨県建設工事紛争審査会の委 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に
- この条例は、平成二十六年四月一日から施行することとした。
- 山梨県建築士審査会委員定数条例(条例第二十号)(建築住宅課
- 数を定めることとし、その定数は、七人以内とすることとした。 関する法律の施行による建築士法の一部改正に鑑み、山梨県建築士審査会の委員の定 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に
- 2 この条例は、平成二十六年四月一日から施行することとした。
- 山梨県いじめ防止対策推進法施行条例(条例第二十一号)(教育庁高校教育課
- いじめ防止対策推進法の施行に鑑み、同法の施行に関し必要な事項を定めることと
- 2 連絡協議会(一において「連絡協議会」という。)を置くこととし、その組織等につ いて次のとおり定めることとした。 いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、山梨県いじめ問題対策

- 連絡協議会は、委員二十人以内をもって組織する。
- 委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命し、又は委嘱する。
- (4)(3)(2)(1)学校の校長の組織する団体の推薦する者
 - 市町村の教育委員会の組織する団体の推薦する者
- 関係行政機関の職員
- 合体の推薦する者 学校に在籍する児童又は生徒の保護者及び学校の教職員で構成される団体の連
- (5)学識経験のある者

委員の任期は、二年とする。

- 3 を置くこととし、その組織等について次のとおり定めることとした。 め、山梨県立学校いじめ問題対策委員会(一及び近において「対策委員会」という。) 教育委員会の諮問に応じていじめの防止等のための対策について調査審議するた
- 対策委員会は、委員二十人以内をもって組織する。
- 委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから教育委員会が任命
- し、又は委嘱する。
- $\left(\boxed{\square}\right)$ (\equiv) 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない 委員の任期は、二年とする。
- (五) を行うため必要があるときは、教育委員会等に対し報告の徴収等を行うことができ 対策委員会は、いじめを起因とする重大な事態に対処するための調査に係る事務
- 4 県いじめ問題調査会(◯及び伍において「調査会」という。)を設けることとし、そ の組織等について次のとおり定めることとした。 知事の求めに応じて3伍の調査の結果についての調査に係る事務を行うため、山梨
- 調査会は、委員七人以内をもって組織する。
- は委嘱する。 委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから知事が任命し、 又
- 委員の任期は、二年とする。
- 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。
- (五) (四) きは、教育委員会等に対し報告の徴収等を行うことができる。 調査会は、35の調査の結果についての調査に係る事務を行うため必要があると
- この条例は、平成二十六年四月一日から施行することとした。
- \bigcirc 山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (条例第二十二号)
- 知事の権限に属する事務のうち市町村に移譲した次の法令に係る事務の一部につい

- 処理する市町村を拡大することとした。
- (Ξ) (Ξ) (Ξ) (-)墓地、埋葬等に関する法律及び山梨県墓地、 埋葬等に関する法律施行条例
 - 水道法
 - 都市計画法
 - 公有地の拡大の推進に関する法律
- する法律施行規則 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関
- 不動産登記法及び国有財産法施行令
- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- (八)(七)(六) 条例施行規則 山梨県宅地開発事業の基準に関する条例及び山梨県宅地開発事業の基準に関する

1

- 2 1のほか、次の法令に係る事務について、規定の整備を行うこととした。
- 山梨県風致地区条例
- 山梨県景観条例
- この条例は、平成二十六年四月一日から施行することとした。
- 第二十三号)(行政改革推進課 山梨県地方独立行政法人の重要な財産に関する条例等の一部を改正する条例 (条例
- 1 関する法律の施行による地方独立行政法人法の一部改正に鑑み、県の出資に係る財産 が将来にわたり不要となった場合に県に納付すべき財産は、 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に 次に掲げるものとした。
- 財産の帳簿価額が五十万円以上のもの
- 以上となることが見込まれるもの ○に掲げる財産以外の財産であって、その譲渡により生じる収入の額が五十万円
- この条例は、平成二十六年四月一日から施行することとした。
- 薬務課 山梨県衛生環境研究所手数料条例の一部を改正する条例(条例第二十四号) (衛生
- 1 消費税法及び地方税法の一部改正等に鑑み、次の改正を行うこととした。
- 試験、検査等に係る手数料の額について、消費増税相当分の引上げを行う。
- 2 この条例は、平成二十六年四月一日から施行することとした。 水道事業者等の求めに応じた検査項目となるよう飲料水試験の検査項目を改める。
- 山梨県指定障害福祉サービスの事業等に関する基準等を定める条例等の一部を改正
- する条例(条例第二十五号)(障害福祉課)
- 祉サービスの事業等の人員、 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福 設備及び運営に関する基準等の一部改正に鑑み、 次の改

正を行うこととした。

- 水の備蓄等に努めることとする旨を定める。 画は、事業所の立地状況等を勘案し、災害の種類に応じたものを作成し、及び飲料 新たな指定共同生活援助の事業に関する基準として、非常災害に関する具体的計
- この条例は、平成二十六年四月一日から施行することとした。 省令で定める従うべき基準、標準とすべき基準及び参酌すべき基準のとおりとする。 ○に掲げるもののほか、新たな指定共同生活援助の事業に関する基準は、厚生労働
- る条例(条例第二十六号)(長寿社会課) 山梨県介護保険審査会の公益を代表する委員の定数等に関する条例の一部を改正す
- 関する法律の施行による介護保険法の一部改正に鑑み、介護保険審査会において要介 数を定めることとし、その定数は、三人とすることとした。 護認定等に関する処分に対する審査請求の事件を取り扱う合議体を構成する委員の定 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に
- この条例は、平成二十六年四月一日から施行することとした。
- 山梨県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例(条例第二十七号)(衛生薬務課)
- 公衆衛生上講ずべき措置に関する基準に、次の事項を追加することとした。 食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針の一部改正に鑑み、営業者が
- 施設でおう吐があった場合は、直ちに殺菌剤を用いて適切に消毒すること。
- 食品等は、おう吐物等により汚染されたおそれがある場合は、廃棄すること。
- び未洗浄の食品を取り扱った後は、未使用の手袋と交換させること。 従事者に手袋を使用させる場合は、原則として、作業の前、便所を利用した後及
- この条例は、公布の日から施行することとした。
- 山梨県理容師法施行条例及び山梨県美容師法施行条例の一部を改正する条例 (条例
- 第二十八号)(衛生薬務課)
- 1 衛生上必要な措置として、作業室に洗髮設備を設けることを加えることとした。 理容所及び美容所の衛生水準の向上を図るため、これらの施設の開設者が講ずべき
- 2 この条例は、平成二十六年十月一日から施行することとした。
- \bigcirc 山梨県環境影響評価条例の一部を改正する条例(条例第二十九号) (森林環境総務
- 1 除することとした。 土壌の汚染について山梨県環境影響評価条例の規定を適用しないこととする規定を削 環境影響評価法の一部改正に鑑み、放射性物質による大気の汚染、水質の汚濁及び
- 2 この条例は、平成二十七年六月一日から施行することとした。
- 山梨県富士五湖の静穏の保全に関する条例の一部を改正する条例 (条例第三十号)

 \bigcirc

(大気水質保全課

- とした。 富士五湖における船舶の乗入れの実態を的確に把握するため、次の改正を行うこと
- 航行の届出の制度の導入
- に供する日数等を届け出ることを義務付ける。 船舶所有者が船舶を航行の用に供しようとするときは、 毎年度、 当該航行の用
- 航行の届出をした者に届出済証を交付する。
- の過料を課す。 航行の届出をしないで船舶を航行の用に供する等した船舶所有者に五万円以下
- 船舶の届出の期限を、航行の直前から、航行の二週間前に変更する。
- 除いた区域とする。 船舶の届出及び航行の届出が必要な区域は、富士五湖の区域から本栖湖の区域を
- 2 この条例は、平成二十六年八月一日から施行することとした。
- 1 一は、平成二十七年四月一日以後の船舶の航行について適用することとした。
- 業支援課 山梨県工業技術センター諸収入条例の一部を改正する条例(条例第三十一号) (産
- 1 新たな機器の導入並びに消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、次の改正を行う こととした。
- 新たに導入した機器に係る使用料及び手数料の額を定める。
- 廃棄する機器に係る使用料及び手数料について、 項目を削る。
- 引上げを行う。 ○のほか、工業技術センターに係る使用料及び手数料について消費増税相当分の
- この条例は、平成二十六年四月一日から施行することとした。
- 山梨県職業訓練に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例(条例第三十二)

(産業人材課

- 1 導員の資格について、長期養成課程の指導員養成訓練を修了した者等であって教育訓 生労働省令で定める参酌すべき基準のとおり改正することとした。 練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるものを加える等、 職業能力開発促進法施行規則の一部改正に鑑み、高度職業訓練における職業訓練指 厚
- この条例は、平成二十六年四月一日から施行することとした。
- 山梨県農村住宅資金助成条例の一部を改正する条例(条例第三十三号)(農業技術
- 法律の施行による青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の廃 農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の

- 子補助を行うこととした。 の認定を受けた新規就農者に貸し付けた農村住宅資金についても、予算の範囲内で利 止等に鑑み、県は、農協等に対し、農協等が農業経営基盤強化促進法による就農計画
- 2 この条例は、農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を 改正する等の法律の施行の日(平成二十六年四月一日) から施行することとした。
- 山梨県都市公園条例の一部を改正する条例(条例第三十四号)(都市計画課)
- 改正に伴い、次の改正を行うこととした。 釜無川スポーツ公園の一部の甲斐市への移譲等並びに消費税法及び地方税法の一部
- 釜無川スポーツ公園について、休業日、利用時間等に係る規定を削除する。
- のとおり定める。 富士川クラフトパークについて、富士川観光センターの休業日及び利用時間を次
- (1) 休業日 水曜日及び年末年始
- (2) 利用時間 午前九時から午後五時まで
- げを行う。 公園施設に係る使用料の額及び利用料金限度額について、消費増税相当分の引上
- この条例は、平成二十六年四月一日から施行することとした。
- \bigcirc (企業局総務課) 山梨県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(条例第三十五号)
- 1 を行うこととした。 地方公営企業法施行規則並びに消費税法及び地方税法の一部改正に鑑み、 次の改正
- みなし償却制度を前提とした資本剰余金の取崩しの規定を削除する。
- ゴルフ場等に係る利用料金限度額について、消費増税相当分の引上げを行う。
- 2 この条例は、平成二十六年四月一日から施行することとした。
- \bigcirc 山梨県教育委員会の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第三
- 十六号)(教育庁学術文化財課
- 1 物の現状変更等に係る許可等の事務について、処理する市町村を拡大することとした。 教育委員会の権限に属する事務のうち市町村に移譲した県指定の史跡名勝天然記念 この条例は、平成二十六年四月一日から施行することとした。
- 山梨県立学校授業料、入学料及び入学審査料条例の一部を改正する条例(条例第三
- 十七号)(教育庁高校教育課

2

- 1 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律
- の一部改正に伴い、次の改正を行うこととした。
- 高等学校の授業料は、全ての生徒から徴収する。
- 在学期間中の四月の指定日までに高等学校等就学支援金の受給資格の認定の申請

二十日とする。 をした生徒(高等学校等就学支援金の受給権者を除く。)に係る四月から六月まで の各月分の授業料 (全日制の授業料に限る。)の納期限については、その年の七月

- をした生徒等に係るものに限る。)の納期限は、 定時制・通信制の課程の授業料 (高等学校等就学支援金の受給資格の認定の申請 教育委員会の指定する日とする。
- この条例は、平成二十六年四月一日から施行することとした。
- 山梨県立宝石美術専門学校設置及び管理条例の一部を改正する条例(条例第三十八
- 1 号)(教育庁総務課
- を持つ人材を育成するため、専門課程の修業年限を三年とすることとした。 宝飾産業を取り巻く環境の変化に的確に対応できる実践的かつ専門的な技術や知識
- この条例は、平成二十七年四月一日から施行することとした。
- 庁社会教育課) 山梨県社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例(条例第三十九号)(教育
- の中から委嘱することとした。 び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者 関する法律の施行による社会教育法の一部改正に鑑み、社会教育委員は、学校教育及 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に
- 2 この条例は、平成二十六年四月一日から施行することとした。
- 山梨県留置施設視察委員会条例の一部を改正する条例(条例第四十号)(警察本部
- 関する法律の施行による刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の一部改正 年とすることとした。 に鑑み、山梨県留置施設視察委員会の委員の任期を定めることとし、その任期は、一 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に
- この条例は、平成二十六年四月一日から施行することとした。
- 設置及び管理条例の一部を改正する条例(条例第四十一号)(企画課 山梨県立県民文化ホール設置及び管理条例及び山梨県立男女共同参画推進センター
- 1 消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、次の条例で定める利用料金限度額につい 消費増税相当分の引上げを行うこととした。
- 山梨県立県民文化ホール設置及び管理条例
- 山梨県立男女共同参画推進センター設置及び管理条例
- 2 この条例は、平成二十六年四月一日から施行することとした。
- 山梨県立リニア見学センター設置及び管理条例の一部を改正する条例の一部を改正 (条例第四十 号 (リニア推進課

- 1 利用料金限度額について、消費増税相当分の引上げを行うこととした。 消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、県立リニア見学センター体験学習施設の
- この条例は、平成二十六年四月一日から施行することとした。
- 十三号)(財政課 山梨県行政財産使用料条例及び山梨県手数料条例の一部を改正する条例(条例第四
- 消費税法等の一部改正に伴い、次の改正を行うこととした。
- 消費税法及び地方税法の一部改正関係

相当分の引上げを行う。 次の条例で定める使用料及び手数料の額について、 行政手数料を除き、消費増税

- 山梨県行政財産使用料条例
- (2) 山梨県手数料条例
- 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正関係
- (2)(1)保育士試験の全部の免除の申請に対する審査手数料の額は、二千四百円とする。
- する指定試験機関の事務とする 保育士試験の全部の免除の申請に対する審査に係る事務は、 児童福祉法に規定
- 2 この条例は、平成二十六年四月一日から施行することとした。
- 四号)(福祉保健総務課) 山梨県立愛宕山こどもの国設置及び管理条例等の一部を改正する条例(条例第四十
- 1 並びに利用料金限度額について、消費増税相当分の引上げを行うこととした。 消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、次の条例で定める使用料及び手数料の額
- 山梨県立愛宕山こどもの国設置及び管理条例
- (五) (四) (三) (二) 山梨県立精神保健福祉センター設置及び管理条例
 - 山梨県立あけぼの医療福祉センター設置及び管理条例
 - 山梨県動物の愛護及び管理に関する条例
- 山梨県立こころの発達総合支援センター設置及び管理条例
- 2 この条例は、平成二十六年四月一日から施行することとした。
- 林環境総務課 山梨県森林総合研究所手数料条例等の一部を改正する条例(条例第四十五号)
- 消費税法等の一部改正に伴い、次の改正を行うこととした。
- 消費税法及び地方税法の一部改正関係

上げを行う。 次の条例で定める手数料の額又は利用料金限度額について、消費増税相当分の引

- (2)(1)
- 山梨県立武田の杜保健休養林設置及び管理条例山梨県森林総合研究所手数料条例

- 二千九百円に改定する。 申請手数料の額について、政令に定める手数料の額の標準に従って二千八百円から 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正関係 山梨県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行条例で定める狩猟免許更新
- この条例は、平成二十六年四月一日から施行することとした。
- 山梨県立職業能力開発校設置及び管理条例等の一部を改正する条例 (条例第四十六
- 号)(産業政策課
- 1 消費税法等の一部改正に伴い、次の改正を行うこととした。
- 消費税法及び地方税法の一部改正関係

税相当分の引上げを行う。 次の条例で定める使用料及び手数料の額並びに利用料金限度額について、消費増

- 山梨県立職業能力開発校設置及び管理条例
- 山梨県ジュエリーマスター認定試験手数料条例
- 山梨県立産業展示交流館設置及び管理条例
- (5)(4)(3)(2)(1) 山梨県立産業技術短期大学校設置及び管理条例
- 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正関係 山梨県立中小企業人材開発センター設置及び管理条例
- ついて、政令に定める手数料の額の標準に従って一万六千五百円から一万七千九 百円に改定する。 山梨県職業能力開発促進法関係手数料条例で定める技能検定試験手数料の額に
- 万千円から一万千九百円に改定する。 験の三級を受けようとする高校生等に係る技能検定試験手数料の額について、一 (1)の改定に併せて、山梨県職業能力開発促進法関係手数料条例で定める実技試
- この条例は、平成二十六年四月一日から施行することとした。
- 管理条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例(条例第四十七号)(観光企 山梨県立国際交流センター設置及び管理条例及び山梨県立富士北麓駐車場設置及び
- 画・ブランド推進課
- 1 消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、次の改正を行うこととした。
- 県立国際交流センターの使用料の額について、消費増税相当分の引上げを行う。
- 課税対象に該当するときは、消費税相当額を加算する。 県立富士北麓駐車場の行為の許可に係る使用料について、当該行為が消費税法の
- 2 この条例は、平成二十六年四月一日から施行することとした。ただし、1〇につい ては、公布の日から施行することとした。
- 山梨県家畜保健衛生所手数料条例等の一部を改正する条例(条例第四十八号)

- 金限度額について、消費増税相当分の引上げを行うこととした。 消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、次の条例で定める手数料の額又は利用料
- 山梨県家畜保健衛生所手数料条例
- 山梨県総合農業技術センター手数料条例
- $(\overline{\underline{}})$ 山梨県立フラワーセンター設置及び管理条例
- (五) (四) 山梨県立富士湧水の里水族館設置及び管理条例
- 山梨県立八ヶ岳牧場の設置及び管理に関する条例
- 2 この条例は、平成二十六年四月一日から施行することとした。
- 山梨県道路法施行条例等の一部を改正する条例(条例第四十九号)(県土整備総務
- について、消費増税相当分の引上げを行うこととした。 消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、次の条例で定める使用料及び手数料の額
- 山梨県道路法施行条例
- 山梨県流水占用料等に関する条例
- 山梨県砂防設備産出物採取料条例
- 2 この条例は、平成二十六年四月一日から施行することとした。
- 山梨県立青少年センター設置及び管理条例等の一部を改正する条例(条例第五十号)

(教育庁総務課

- 金限度額について、消費増税相当分の引上げを行うこととした。 消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、次の条例で定める使用料の額又は利用料
- 山梨県立青少年センター設置及び管理条例
- 山梨県立少年自然の家設置及び管理条例
- 山梨県立美術館設置及び管理条例
- 山梨県立考古博物館設置及び管理条例
- 山梨県立射撃場設置及び管理条例
- 山梨県立青少年自然の里設置及び管理条例
- 山梨県立文学館設置及び管理条例
- 山梨県立八ヶ岳スケートセンター設置及び管理条例
- (生) (土) (土) (九) (八) (七) (五) (四) 山梨県立本栖湖青少年スポーツセンター設置及び管理条例
 - 山梨県立科学館設置及び管理条例
 - 山梨県立飯田野球場設置及び管理条例
 - 山梨県立博物館設置及び管理条例
- 山梨県立美術館等の観覧等の特例に関する条例

- 山梨県立図書館設置及び管理条例
- この条例は、平成二十六年四月一日から施行することとした。
- 山梨県運転適性検査手数料条例及び山梨県警察関係手数料条例の一部を改正する条
- 1 消費税法等の一部改正に伴い、 、次の改正を行うこととした。

(条例第五十一号) (警察本部運転免許課

- 消費税法及び地方税法の一部改正関係
- 増税相当分の引上げを行う。 山梨県運転適性検査手数料条例で定める運転適性検査手数料の額について、 消費
- 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正関係 山梨県警察関係手数料条例で定める駐車監視員資格者講習手数料の額について、
- この条例は、平成二十六年四月一日から施行することとした。 政令に定める手数料の額の標準に従って一万九千円から二万円に改定する。
- \bigcirc (企業局総務課 山梨県営石和温泉給湯使用料等徴収条例の一部を改正する条例(条例第五十二号)
- 数料の額について、消費増税相当分の引上げを行うこととした。 消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、県営石和温泉の給湯に伴う使用料及び手
- この条例は、平成二十六年四月一日から施行することとした。
- \bigcirc 山梨県緑化センター設置及び管理条例を廃止する条例(条例第五十三号)(みどり
- 1 緑化に関する学習機会の提供その他の事業の実施方法の見直しに鑑み、緑化センタ -を廃止することとした。
- 2 この条例は、平成二十六年四月一日から施行することとした。

例

条

山梨県口腔の健康づくりの推進に関する条例をここに公布する。

山梨県知事

横

内

正

明

平成二十六年三月二十八日

山梨県条例第十七号

山梨県口腔の健康づくりの推進に関する条例

第一条 この条例は、県民の口腔の健康を保持し、若しくは増進し、又はその機能を維 持し、若しくは向上させる取組 基本理念を定め、 並びに県の責務及び県民の役割を明らかにするとともに、 (以下「口腔の健康づくり」という。)の推進に関し、 口腔の健

> りの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の生涯にわたる健康 の保持増進に寄与することを目的とする。 康づくりの推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、 口腔の健康づく

(基本理念)

第二条 口腔の健康づくりの推進は、口腔の健康づくりが子どもの健やかな成長にとっ を受け、 して行われなければならない。 と並びに県民が乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期に歯科に係る検診(健康診 鑑み、県民が生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うこ て不可欠であり、また、生活習慣病の予防等に関し重要な役割を果たしていることに 査及び健康診断を含む。第五条第一項及び第二項並びに第六条第一号において同じ。) 及び必要に応じて歯科保健指導を受けることができるようにすることを旨と

(県の責務)

第三条 県は、前条に定める基本理念にのっとり、口腔の健康づくりの推進に関する施 策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 (市町村への協力) いて「歯科医療等従事者等」という。)と連携して前項の施策を実施するものとする。 務に従事する者並びに歯科医療等に関する関係機関及び関係団体(第五条第四項にお 育及び保育、介護その他の社会福祉をいう。以下この項において同じ。)に関する職 県は、市町村並びに歯科医療等(歯科医療及び歯科保健指導並びに医療、 保健、

第四条 求めに応じ、口腔の健康づくりの推進に関する専門的技術的な助言、 他の措置を講ずるよう努めるものとする。 県は、市町村が行う口腔の健康づくりの推進を図るための施策について、その 情報の提供その

(県民の役割等)

第五条 けることにより、口腔の健康づくりを行うよう努めるものとする。 行うとともに、定期的に歯科に係る検診を受け、及び必要に応じて歯科保健指導を受 県民は、 生涯にわたって日常生活において自ら歯科疾患の予防に向けた取組を

- 2 障害者又は高齢者であって、自ら口腔の健康づくりを行うことが困難なもの 歯科に係る検診及び歯科保健指導を受けることができるようにすることその他の障害 この項及び次条第二号において「障害者等」という。)を養護する者は、障害者等が 者等についての口腔の健康づくりを行うよう努めるものとする。 (以 下
- 康づくりを行うよう努めるものとする。 な食習慣を確立することができるようにすることその他の子どもについての口腔の健 行うとともに歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けさせること、子どもが健全 父母その他の子どもを現に監護する者は、子どもの歯科疾患の予防に向けた取

Ш

るよう努めるものとする。 歯科医療等従事者等は、 県が口腔の健康づくりの推進に関して講ずる施策に協力す

(基本的施策

第六条 県は、口腔の健康づくりを推進するため、次に掲げる施策を講ずるものとする。 歯科疾患の特性に応じた歯科に係る検診及び歯科保健指導を受ける機会を確保でき 県民が乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔の機能の状態及び

一 障害者等を養護する者又は父母その他の子どもを現に監護する者が行う障害者等 又は子どもについての口腔の健康づくりを支援すること。

るようにするための取組を支援すること。

- る助言その他の援助を行うこと。 フッ化物の応用その他の科学的根拠に基づく歯科疾患の予防のための取組に対す
- 几 歯科医療とがん、糖尿病等の疾病に関する医療との連携を図る取組を支援するこ
- 五. 口腔の健康づくりの推進に関する普及啓発を行うこと。
- 口腔の健康づくりの推進に関する調査研究並びに情報の収集及び提供を行うこと。
- 七 前各号に掲げるもののほか、 口腔の健康づくりの推進に関し必要な施策

(計画の策定)

第七条 知事は、口腔の健康づくりの推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図 るため、口腔の健康づくりの推進に関する計画 くり計画」という。)を策定するものとする。 (以下この条において「口腔の健康づ

- 2 口腔の健康づくり計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 口腔の健康づくりの推進に関する施策の実施のための方針
- 画的に推進するために必要な事項 前号に掲げるもののほか、口腔の健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計
- 3 ばならない。 知事は、口腔の健康づくり計画を策定したときは、 遅滞なく、これを公表しなけれ
- 前項の規定は、口腔の健康づくり計画の変更について準用する。

(口腔の健康づくり推進週間

第八条 健康づくり推進週間を設ける。 に、県民が積極的に口腔の健康づくりに関する活動を行う意欲を高めるため、 県民の間に広く口腔の健康づくりの推進についての関心と理解を深めるととも 口腔の

口腔の健康づくり推進週間は、毎年十一月八日から同月十四日までとする。

3 の口腔の健康づくり推進週間の趣旨にふさわしい事業を行うものとする。 県は、口腔の健康づくりの推進に関して特に優れた取組を行ったものの表彰その他

(財政上の措置

第九条 措置を講ずるよう努めるものとする。 県は、口腔の健康づくりの推進に関する施策を実施するために必要な財政上の

附

この条例は、 公布の日から施行する。

山梨県森林審議会委員定数条例をここに公布する。 平成二十六年三月二十八日

山梨県知事

横

内

正

明

山梨県条例第十八号

山梨県森林審議会委員定数条例

規定により県に置かれる都道府県森林審議会をいう。)の委員の定数は、十五人以内と 山梨県森林審議会(森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第六十八条第一項の

附 則

この条例は、 平成二十六年四月一日から施行する。

山梨県建設工事紛争審査会委員定数条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十八日

山梨県条例第十九号

山梨県知事

横

内

正

明

山梨県建設工事紛争審査会委員定数条例

の規定により県に置かれる都道府県建設工事紛争審査会をいう。)の委員の定数は、十山梨県建設工事紛争審査会(建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十五条第三項 人以内とする。

則

この条例は、 平成二十六年四月一日から施行する。

平成二十六年三月二十八日

山梨県知事

横

内

正

明

山梨県建築士審査会委員定数条例をここに公布する。

山梨県条例第二十号

山梨県建築士審査会委員定数条例

山梨県建築士審査会 (建築士法 (昭和二十五年法律第二百二号)第二十八条の規定に

より県に置かれる都道府県建築士審査会をいう。)の委員の定数は、七人以内とする。

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

山梨県いじめ防止対策推進法施行条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十八日

山梨県知事 横 内 正

明

山梨県条例第二十一号

山梨県いじめ防止対策推進法施行条例

第一章 総則(第一条

第二章 山梨県いじめ問題対策連絡協議会(第二条―第九条

第三章 山梨県立学校いじめ問題対策委員会 (第十条―第十八条)

第四章 山梨県いじめ問題調査会(第十九条―第二十三条)

第五章 雑則(第二十四条)

章

第一条 この条例は、いじめ防止対策推進法(平成二十五年法律第七十一号。以下 [法] (趣旨 という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第二章 山梨県いじめ問題対策連絡協議会

に規定するいじめ問題対策連絡協議会として、山梨県いじめ問題対策連絡協議会(以第二条 いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、法第十四条第一項

第三条 連絡協議会は、 委員二十人以内をもって組織する。

下この章において「連絡協議会」という。)を置く。

(会長等)

第四条 連絡協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、連絡協議会を代表する。

副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

第五条 委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命し、又は委嘱する。

(法第二条第二 一項に規定する学校をいう。 第四号において同じ。) の校長の

組織する団体の推薦する者

- 市町村の教育委員会の組織する団体の推薦する者
- 関係行政機関の職員

几 学校に在籍する児童又は生徒の保護者及び学校の教職員で構成される団体の連合

体の推薦する者

Ŧi. 学識経験のある者

(委員の任期等)

第六条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、 前任者の残任期間

とする。

2 委員は、再任されることができる。 (会議)

第七条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

(庶務)

第八条 連絡協議会の庶務は、 教育委員会において処理する。

第九条 この章に定めるもののほか、連絡協議会の運営に関し必要な事項は、 絡協議会に諮って定めるものとする。 会長が連

第三章 山梨県立学校いじめ問題対策委員会

(設置

第十条 ため、法第十四条第三項に規定する教育委員会の附属機関として、山梨県立学校いじ め問題対策委員会(以下この章において「対策委員会」という。)を置く。 教育委員会の諮問に応じていじめの防止等のための対策について調査審議する

(組織)

第十一条 対策委員会は、委員二十人以内をもって組織する。

(委員)

第十二条 任命し、又は委嘱する。 委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから教育委員会が

(委員の任期等)

第十三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期

間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員の服務)

第十四条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退い た後も同様とする。

Ш

梨

県

公

報 号 外

(全詩)

第十五条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- きない。
 2 対策委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることがで

(法第二十八条第一項の規定により県立学校の設置者の下に設ける組織)

ける組織を兼ねる。 第十六条 対策委員会は、法第二十八条第一項の規定により県立学校の設置者の下に設

(権限等)

徴収等」という。)を行うことができる。
び事子の他の物件の提出若しくは提示を求めること、関係人に対し質問票を用い、は文書その他の物件の提出若しくは提示を求めること、関係人に対し質問票を用い、は文書その他の物件の提出若しくは提示を求めること、関係人に対し報告又まがあると認めるときは、教育委員会又は当該調査に係る県立学校に対し報告又第十七条対策委員会は、法第二十八条第一項の規定による調査に係る事務を行うため

- る職員に、報告の徴収等を行わせることができる。 2 対策委員会は、必要があると認めるときは、その指名する委員又は庶務をつかさど
- 帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。
 3 前項の規定により報告の徴収等をする委員及び職員は、その身分を示す証明書を携
- てはならない。(第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈し

準用)

第十八条 第四条及び第九条の規定は、対策委員会について準用する。

第四章 山梨県いじめ問題調査会

一部置

じめ問題調査会(以下この章において「調査会」という。)を設ける。査に係る事務を行うため、これらの規定に規定する知事の附属機関として、山梨県い第十九条 知事の求めに応じて法第三十条第二項及び第三十一条第二項の規定による調

(組織)

第二十条 調査会は、委員七人以内をもって組織する。

(委員)

第二十一条 委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから知事が任命

(委員の任期等)

期間とする。 期間とする。 会員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任

2 委員は、再任されることができる。

(準用)

第二十三条 第四条、第九条、第十五条及び第十七条の規定は調査会について、第十四第二十三条 第四条、第九条、第十五条及び第十七条第一項中「調査に係第二十三条 第四条、第九条、第十五条及び第十七条の規定は調査会について、第十五条及び第十七条の規定は調査会について、第十四

第五章 雑則

な事項は教育委員会が、前章の規定の施行に関し必要な事項は知事が定める。第二十四条 この条例に定めるもののほか、第二章及び第三章の規定の施行に関し必要

附則

(施行期日)

(附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

2 附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和四十年山梨県条例第七号)

の一部を次のように改正する。

県公立大学法人	別表第一中「	
県公立大学法人評価委員会の委員及び臨時委員	山梨県公立大学法人評価委員会の委員及び臨時委員	
	云の委員及び臨時委員	
	山 山 梨 梨	

]	県いじめ問題調査会の委員	県公立大学法人評価委員会の委員及び臨時委員
山梨県立学校いじめ問題対策委員会の委員山梨県生涯学習審議会の委員			。臨時委員

0

平成二十六年三月二十八日山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第二十二号

次のように改正する。 山梨県の事務処理の特例に関する条例(平成十一年山梨県条例第四十七号)の一部を山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

村 富士河口湖町 小菅村 丹波山村」に改める。町里川町 南部町 富士川町 昭和町 道志村 西桂町 忍野村 山中湖村 鳴沢第八条」を「及び条例第三条から第八条まで」に改め、同項ロ中「並びに条例第三条から第五条まで、第六条第一項、第七条及びで」に改め、同項ロ中「並びに条例第三条から第五条まで、第六条第一項、第七条及びのにあっては、その区域の面積が〇・五ヘクタール未満であるものに限る。)」を削り、のにあっては、その区域の面積が〇・五ヘクタール未満であるものに限る。)」を削り、のにあっては、その区域の面積が〇・五ヘクタール未満であるものに限る。)」を削り、のにあっては、その区域の面積が〇・五ヘクタール未満であるものに限る。)」を削り、

第二条の表二の項の次に次のように加える。

艮も。)のにあっては、その区域の面積が○・五ヘクタール未満であるものに のにあっては、その区域の面積が○・五ヘクタール未満であるものに 身延町一の二 法及び条例に基づく事務のうち次に掲げるもの(墓地に係るも 身延町

- 条及び第八条の規定による墓地、納骨堂及び火葬場の経営の許可イ 法第十条第一項並びに条例第二条、第五条、第六条第一項、第七
- 場の施設の変更の許可並びに墓地、納骨堂及び火葬場の廃止の許可、第七条及び第八条の規定による墓地の区域並びに納骨堂及び火葬口、法第十条第二項並びに条例第三条から第五条まで、第六条第一項
- こ 去第十九条の見定こよる奄殳の整備女喜、吏目の則艮及が禁ハ 法第十八条第一項の規定による立入検査及び報告の徴収
- 命令並びに経営等の許可の取消し

 二 法第十九条の規定による施設の整備改善、使用の制限及び禁止の

に改める。 第二条の表十三の二の項中「水道法」を「法」に、「忍野村」を「忍野村 小菅村」

- 第二条の表十九の項中「甲斐市」を「甲斐市 中央市」に改める。
- 第二条の表十九の四の項中「山中湖村」を「山中湖村 富士河口湖町」に改める。
- ホンジカ」を削り、同項中「(富士吉田市を除く。)」を削る。 ムクドリ、オナガ、ニホンザル(次項及び」を「及びニホンジカ(」に改め、「及びニオナガ」を、「ハシブトガラス」の下に「、ドバト、ニホンザル」を加え、「、ドバト、二十二の五の項」に改め、「、次項」を削り、同項イ中「(スズメ」の下に「、ムクドリ、第二条の表二十二の二の項中「から二十二の五の項まで」を「、二十二の四の項及び第二条の表二十二の二の項中「から二十二の五の項まで」を「、二十二の四の項及び
- 第二条の表二十二の三の項を次のように改める。

二十二の三 削除

第二条の表二十二の四の項中「及びニホンジカ」を削る。

第二条の表二十二の六の項中「忍野村」を「忍野村 富士河口湖町」に改める。

第二条の表二十二の八の項中「山中湖村」を「山中湖村 富士河口湖町」に改める。

第二条の表二十四の項中「及び次項」を削る。

第二条の表二十四の二の項を削る。

第二条の表二十五の二の項中「甲斐市」を「甲斐市 中央市」に改める。

を「鳴沢村 小菅村」に改める。川町 身延町」を「早川町」に、「西桂町 鳴沢村 富士河口湖町 小菅村 丹波山村川町 身延町」を「早川町」に、「西桂町 鳴沢村 富士河口湖町 小菅村 丹波山村 第二条の表二十九の項中「大月市 韮崎市 甲斐市 笛吹市」を「甲斐市」に、「早

門則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(処分、申請等に関する経過措置

令、条例若しくは規則の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、同日た処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に当該法の上欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例若しくは規則の規定により知事がしの上欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例若しくは規則の規定により知事がしの上欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例若しくは規則の規定により知事がしの上側に掲げる事務に関い、二十二の二の項、十三の項、十三の項、十三の項のは以下この項において「新条例」という。)第二条の表二の項、十三の項、十三の二の(以下この条例の施行の際この条例による改正後の山梨県の事務処理の特例に関する条例2 この条例の施行の際この条例による改正後の山梨県の事務処理の特例に関する条例

村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における当該 以後においては新条例第二条の表二の項、十三の項、十三の二の項、十九の項、 当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。 法令、条例又は規則の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は の四の項、二十二の二の項、二十二の八の項及び二十五の二の項の下欄に掲げる市町 十九

公布する。 山梨県地方独立行政法人の重要な財産に関する条例等の一部を改正する条例をここに

平成二十六年三月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第二十三号

(山梨県地方独立行政法人の重要な財産に関する条例の一部改正) 山梨県地方独立行政法人の重要な財産に関する条例等の一部を改正する条例

第一条 山梨県地方独立行政法人の重要な財産に関する条例(平成二十一年山梨県条例 第四十九号)の一部を次のように改正する。

加える。 律第百十八号)」を「法」に改め、本則を第三条とし、同条に見出しとして「(法第四 十四条第一項に規定する条例で定める重要な財産)」を付し、同条の前に次の二条を 本則中「県が設立する地方独立行政法人に係る地方独立行政法人法(平成十五年法

(趣旨)

第一条 この条例は、地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号。以下「法」 独立行政法人に係る重要な財産について定めるものとする。 という。)第六条第四項及び第四十四条第一項の規定に基づき、県が設立する地方

(法第六条第四項に規定する条例で定める重要な財産

第二条 法第六条第四項に規定する条例で定める重要な財産は、次のとおりとする。

- のもの(その性質上同条の規定により処分することが不適当なものを除く。) 価額(現金及び預金にあっては、当該申請の日におけるその額)が五十万円以上 財産の法第四十二条の二第一項又は第二項の認可に係る申請の日における帳簿
- り処分することが不適当なものを除く。 万円以上となることが見込まれるもの(その性質上法第四十二条の二の規定によ 前号に掲げる財産以外の財産であって、その譲渡により生じる収入の額が五十

(山梨県職員給与条例の一部改正)

第二条 山梨県職員給与条例(昭和二十七年山梨県条例第三十九号)の一部を次のよう

十五条」を「第八条第三項」に改める。 第十六条第二項中「以下」を「以下この項において」に改め、 同条第三項中「第五

(山梨県学校職員給与条例の一部改正)

第三条 うに改正する。 山梨県学校職員給与条例(昭和二十七年山梨県条例第四十号) の一部を次のよ

五十五条」を「第八条第三項」に改める。 第十四条の二第二項中「以下」を「以下この項において」に改め、 同条第三項中「第

(山梨県職員定数条例の一部改正)

第四条 に改正する。 山梨県職員定数条例(昭和二十八年山梨県条例第二十二号)の一部を次のよう

(山梨県職員の退職手当に関する条例の一部改正) 第十条第一項第十一号中「第九十一条第三項」を 「第百二十四条第三項」に改める。

第五条 を次のように改正する。 山梨県職員の退職手当に関する条例(昭和二十九年山梨県条例第三号)の一 部

第七条第五項第二号中「第五十五条」を 「第八条第三項」に改める

(山梨県警察職員給与条例の一部改正

第六条 ように改正する。 山梨県警察職員給与条例(昭和二十九年山梨県条例第四十三号) の一部を次の

十五条」を「第八条第三項」に改める。 第十七条第二項中「以下」を「以下この項において」に改め、 同条第三項中「第五

附

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

山梨県衛生環境研究所手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

山梨県条例第二十四号

山梨県知事

横

内

正

明

平成二十六年三月二十八日

山梨県衛生環境研究所手数料条例の一部を改正する条例

のように改正する。 山梨県衛生環境研究所手数料条例(昭和二十九年山梨県条例第七十四号)の一部を次

三九〇円」に改める。 別表第一号の表中「一、一五〇円」を「一、一八〇円」に、「九、一三〇円」を「九、

五七〇円_ 別表第二号の表生物学的試験の項中「二、二〇〇円」を「二、二六〇円」に、「三、 を「三、六七〇円」 に、 「一・〇五」を「一・〇八」に、 「一六〇円」を

もの 一一項目につき一 二、二六〇円一大腸菌群数、乳酸菌数、酵母数等七

質試験 | 一件につき | 二七、五九〇円 | 放射性ヨウ素一三一、放射性セシウム一三四もの | 一項目につき | 二、二六〇円 | 大腸菌群数、乳酸菌数、酵母数等

に改め、

同表医薬品、

化粧品、

衛生材料等試験の項中「九

○○円」に改め、同表飲料水試験の項を次のように改める。

○○円」に改め、同表飲料水試験の項を次のように改める。

○○円」に改め、同表飲料水試験の項を次のように改める。

○○円」に改め、同表飲料水試験の項を次のように改める。

						試験	飲料水
する水質剣	一項に規定	第二十条第	七十七号)	年法律第百	昭和三十二	(水道法(一 浄水試験

山梨県

公報号外

第十八号

平成二十六年三月二十八日

三 放射性物 的試験	□ (一) 水 □ (一) 水 前 理 () 無 前 報 前 学 学	一般飲料	j	(二) (一) 企 頂 目 二 全 中 十 一 月 三
っ一 き に き) 一 つ 一 ; 件 き 件 に に	つ 一 き 件 に		o 一 o 一 き 件 き 件 に に
五九〇円	二 四六一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、	〇一〇円 円	; ; ;	
研覧・のでは、 ・ では、 ・ では、 、 では、 ・ では、 、 では、	有金の表の上欄に掲げる事項のうち、一般細菌及び大腸菌の表の上欄に掲げる事項のうち、	及び濁度 大腸菌、塩化物イオン、全有機炭素の量、円値、味、臭気、色度有機炭素の量、円値、味、臭気、色度が過度	量デロタクロ塩系	一安田南、大揚南、シアンと勿イオンと労働省令第百一号。以下この項において「省令」という。)の表の上欄に掲げる事項を労働省令第百一号。以下この項におって「省令」という。)の表の上欄におって「省令」という。

「四七、三五〇円」を「四八、七〇〇円」に、「一〇、七一〇円」を「一一、〇一〇円」別表第二号の表温泉鉱泉試験の項中「一三、八六〇円」を「一四、二五〇円」に、

「二九、五〇〇円」を「三〇、三四〇円」に改める。 を「一、一八〇円」に、「四、四一〇円」を「四、五三〇円」に、「二酸化いおう」を 四四〇円」を「一一、七七〇円」に改め、同表一般環境衛生試験の項中「一、一五〇円_ 四五〇円」を「七、六六〇円」に、「四九、九八〇円」を「五一、四〇〇円」に、「一一、 「一、八九〇円」を「一、九四〇円」に、「一三、三三〇円」を「一三、七一〇円」に、 「二酸化硫黄」に改め、同表悪臭成分試験の項中「理化学試験」を「理化学的試験」に、 に改め、 「一、三六〇円」を「一、四〇〇円」に、「四、〇九〇円」を「四、二一〇円」に、 同表環境汚染物質試験の項中「一 理化学的試験」を「理化学的試験」 七、 に、

この条例は、 平成二十六年四月一日から施行する。

る条例をここに公布する。 山梨県指定障害福祉サービスの事業等に関する基準等を定める条例等の一部を改正す

平成二十六年三月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

ら第十四章まで及び第十六章」に改める。

山梨県条例第二十五号

山梨県指定障害福祉サービスの事業等に関する基準等を定める条例等の一部を改 正する条例

(山梨県指定障害福祉サービスの事業等に関する基準等を定める条例の一部改正

四年山梨県条例第六十八号)の一部を次のように改正する。 山梨県指定障害福祉サービスの事業等に関する基準等を定める条例 (平成二十

第七章 共同生活介護

基本方針(第百二十五条)

人員に関する基準 (第百二十六条・第百二十七条) を 「第七

設備に関する基準 (第百二十八条)

運営に関する基準 (第百二十九条—第百四十二条)_

第五節

第四節

章 削除」に、 「第四節 運営に関する基準 (第二百条—第二百二条)」 を

第二

運営に関する基準(第百九十九条の二―第二百二条

外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、 設備及び運営

> この節の趣旨及び基本方針 (第二百] |条の二・第二百二条の三)

人員に関する基準 (第二百] 二条の四・第二百二条の五

款款款 設備に関する基準 (第二百 一条の六

運営に関する基準 (第二百二条の七―第二百二条の十二)

に関する基準

に、 第十五章 一体型指定共同生活介護事業所等に関する特例

二百五条・第二百六条)」を「第十五章 第四条中「及び次章から第十六章まで」を「並びに次章から第六章まで、第八章か 第二条第三号中「第五条第二十二項」を「第五条第二十一項」に改める。 削除」に改める。

常時介護を要するもの」に改める。 より行動上著しい困難を有する障害者」を加え、「常時介護を要する障害者」を「、 第六条第二項中「肢体不自由者」の下に「又は重度の知的障害若しくは精神障害に 第五条第一項中「から第四章まで及び第七章」を「、第四章及び第八章」に改める。

の十第二項」を加える。 第七条第一項中「者(以下この章」の下に「並びに第二百二条の二及び第二百二条

害程度区分の」を一障害支援区分の」に改める。 第八十一条第一項第二号イ中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に、

援助」に、 中「第百二十五条に規定する指定共同生活介護、 同生活介護事業所(第百二十六条第一項に規定する指定共同生活介護事業所をいう。)、 る指定共同生活援助又は第二百二条の二に規定する外部サービス利用型指定共同生活 共同生活介護事業者等」を「「指定自立訓練(生活訓練)事業者等」に改め、同号イ の四第一項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業者」を加え、「「指定 第百九十七条第一項」に改め、「指定共同生活援助事業者」の下に「又は第二百二条 第百五十四条第一項」を「第百五十四条第一項」に、「又は第百九十七条第一項」を「、 に、「又は第百九十六条に規定する指定共同生活援助」を「、第百九十六条に規定す 第百一条第一項第二号中「第百二十六条第一項に規定する指定共同生活介護事業者、 「指定共同生活介護等」を「指定自立訓練(生活訓練)等」に、「指定共同 (当該指定共同生活介護事業者等が設置する当該指定に係る指定共 第百五十三条」を「第百五十三条_

援助事業所をいう。)をいう。」を加え、「当該指定共同生活介護事業所等」を「当該 事業所」に、「又は指定共同生活援助事業所」を「、指定共同生活援助事業所」に改 指定自立訓練(生活訓練)事業所」を「指定自立訓練(生活訓練)事業所等 共同生活援助」を加える。 業所」を加え、同号イ中「、第百二十五条に規定する指定共同生活介護」を削り、 の下に「、第二百二条の四第一項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事 六条第一項に規定する指定共同生活介護事業所」を削り、「指定共同生活援助事業所」 を「指定自立訓練(生活訓練)事業所等」に改め、同条第三項第一号中「、第百二十 生活介護等」を「指定自立訓練(生活訓練)等」に、「指定共同生活介護事業所等」 護事業者等」を「指定自立訓練(生活訓練)事業者等」に改め、同号イ中「指定共同 指定自立訓練(生活訓練)事業所等」に改め、同条第二項第二号中「指定共同生活介 生活援助事業所(第二百二条の四第一項に規定する外部サービス利用型指定共同生活 定自立訓練(生活訓練)事業者等が設置する当該指定に係る指定自立訓練(生活訓練) 「指定共同生活援助」の下に「、第二百二条の二に規定する外部サービス利用型指定 「指定共同生活援助事業所をいう。)」の下に「又は外部サービス利用型指定共同 (当該指

第百二条中「第八条」を「第五十三条」に改める。

る。 第百十条第二号中「第百二十六条第一項に規定する指定居」という」に改め う。以下同じ」を「共同生活住居(法第三十四条第一項に規定する共同生活住居をい の下に「又は第二百二条の四第一項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助 の下に「又は第二百二条の四第一項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助 の下に「又は第二百二条の四第一項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」 の下に「又は第二号中「第百二十六条第一項に規定する指定共同生活介護事業所又は第

と可ら。 第百十五条第一項中「及び第百九十七条第一項に規定する指定共同生活援助事業者」

第七章を次のように改める。 第百二十条第三項中「共同生活介護」を「共同生活援助」に改める。

第七章 削除

第百二十五条から第百四十二条まで 削除

第百五十八条の次に次の一条を加える。

(利用者負担額に係る管理)

社サービス等を受けたときは、当該指定宿泊型自立訓練及び他の指定障害福祉サー定自立訓練(生活訓練)事業者が提供する指定宿泊型自立訓練及び他の指定障害福型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。)が同一の月に当該指**第百五十八条の**二 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、支給決定障害者(指定宿泊

定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。とともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指当該指定自立訓練(生活訓練)事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するビス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、ビス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、

2 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受と、主法決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。この場合において、当該指定自立訓練(生活訓練)事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該練(生活訓練)事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該練(生活訓練)事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告する指定自立訓練(生活訓練)事業者は、支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受と、当該支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受と、当該支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受と、当定は、対した。

る。以下この条において同じ。)が」と」を削る。 第百六十条中「第二十二条、第二十四条」を「第二十二条、第二十二条」に、「第百三十二条」に、「第百三十二条中「支給決定障害者が」とあるのは「支給決定障害者」と」及び「、第九十五条中「前条」とあるのは「第百六のは「当該支給決定障害者」と」及び「、第九十五条中「前条」とあるのは「第百六十条において準用する前条」と、第百三十二条中「支給決定障害者等」とあるのは「当該支給決定障害者」と」及び「、第二十四条中「支給決定障害者等」とあるのは「当該支給決定障害者等」とあるのは「当該支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定とある。以下この条において同じ。)が」と」を削る。

定の名者を除く。)」に改める。

第百九十六条中「相談」の下に「、入浴、排せつ又は食事の介護」を加える。

第一号の次に次の一号を加える。第百九十七条第一項第一号中「十」を「六」に改め、同項中第二号を第三号とし、

- までに掲げる数の合計数以上 生活支援員 指定共同生活援助事業所ごとに、 常勤換算方法で、次のイからニ
- する利用者の数を九で除した数第二項において「区分省令」という。)第一条第四号に規定する区分三に該当(平成二十六年厚生労働省令第五号。以下この号並びに附則第六条第一項及びイー障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令

- ○た改 二 区分省令第一条第七号に規定する区分六に該当する利用者の数を二・五で除

第百九十八条を次のように改める。

(管理者)

させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。事業所の管理上支障がない場合は、当該指定共同生活援助事業所の他の職務に従事職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定共同生活援助第百九十八条 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに専らその

必要な知識及び経験を有する者でなければならない。 2 指定共同生活援助事業所の管理者は、適切な指定共同生活援助を提供するために

第百九十九条を次のように改める。

- るものとし、当該共同生活住居及びサテライト型住居の入居定員の合計は四人以上いて同じ。)を除く。以下この項及び第四項から第六項までにおいて同じ。)を有すいて同じ。)を除く。以下この項及び第四項から第六項までにおいて同じ。)を有すもの(以下この項において「本体住居」という。)と密接な連携を確保しつつ、本もの(以下この項において「本体住居」という。)と密接な連携を確保しつつ、本の共同生活住居を設置しようとする者により設置される当該サテライト型住居以外テライト型住居を設置しようとする者により設置される当該サテライト型住居以外

とする。

- 3 共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたもので
- 十人(知事が特に必要があると認めるときは三十人)以下とすることができる。を共同生活住居とする場合にあっては、当該共同生活住居の入居定員を二人以上二4 共同生活住居は、その入居定員を二人以上十人以下とする。ただし、既存の建物
- できる。 居定員は、当該共同生活住居を改築する時点の入居定員と同数を上限とすることが特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該共同生活住居の入5 既存の建物を共同生活住居とした共同生活住居を改築する場合であって、知事が
- 7 ユニットの入居定員は、二人以上十人以下とする。
- る設備を設けることとし、その基準は、次のとおりとする。8 ユニットには、居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができ
- 認められる場合は、二人とすることができる。 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、利用者のサービス提供上必要と
- 一 一の居室の面積は、収納設備等を除き、七・四三平方メートル以上とすること。
- 9 サテライト型住居の設備の基準は、次のとおりとする。
- 一入居定員は、一人とすること。
- 一 日常生活を営む上で必要な設備を設けること。
- 第十三章第四節中第二百条の前に次の五条を加える。 三 居室の面積は、収納設備等を除き、七・四三平方メートル以上とすること。

人艮丟)

院して治療することを要する者を除く。)に提供するものとする。 第百九十九条の二 指定共同生活援助は、共同生活住居への入居を必要とする者(入

- 生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。
 2 指定共同生活援助事業者は、利用申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、
- 退居後の生活環境や援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行わなければなら3 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居の際は、利用者の希望を踏まえた上で、
- 携に努めなければならない。 助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連4 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居に際しては、利用者に対し、適切な援

(入退居の記録の記載等)

(利用者負担額等の受領)

- 文給決定障害者から当該指定共同生活援助に係る利用者負担額の支払を受けるもの 支給決定障害者から当該指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助を提供した際は、
- 費用基準額の支払を受けるものとする。
 た際は、支給決定障害者から当該指定共同生活援助に係る指定障害福祉サービス等とがでは、支給決定障害者から当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助を提供し
- 支給決定障害者から受けることができる。同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を3 指定共同生活援助事業者は、前二項の規定により支払を受ける額のほか、指定共
- 食材料費
- 三 光熱水費

四 日用品費

- 給決定障害者に負担させることが適当と認められるものる費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支五 前各号に掲げるもののほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要す
- ればならない。
 当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなけ当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなける。指定共同生活援助事業者は、前三項の規定により費用の額の支払を受けた場合は、
- あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を5 指定共同生活援助事業者は、 第三項の費用に係るサービスの提供に当たっては、

行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。

(指定共同生活援助の取扱方針)

- 第百九十九条の五 指定共同生活援助事業者は、第二百二条において読み替えて準用第百九十九条の五 指定共同生活援助計画(以下この節において「共同生活援助第百九十九条の五 指定共同生活援助計画(以下この節において「共同生活援助第百九十九条の五 指定共同生活援助計画(以下この節において「共同生活援助第三九十九条の五 指定共同生活援助事業者は、第二百二条において読み替えて準用
- て入居している他の利用者の処遇に支障がないようにしなければならない。続した指定共同生活援助の利用に円滑に移行できるよう配慮するとともに、継続し同生活援助の提供を行う場合には、共同生活援助計画に基づき、当該利用者が、継2 指定共同生活援助事業者は、入居前の体験的な利用を希望する者に対して指定共
- て、理解しやすいように説明を行わなければならない。切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項につい3 指定共同生活援助事業所の従業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、懇
- 常にその改善を図らなければならない。
 ・ 指定共同生活援助事業者は、その提供する指定共同生活援助の質の評価を行い、

(サービス管理責任者の責務)

に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。 第百九十九条の六 サービス管理責任者は、第二百二条において準用する第六十一条

- 外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。る照会等により、その者の身体及び精神の状況、当該指定共同生活援助事業所以一(利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対す
- 常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日二 利用者の身体及び精神の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自
- 『 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

項として次の一項を加える。家事等」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同条第一項を同条第二項とし、同条に第一第二百条の見出しを「(介護、家事等)」に改め、同条第二項中「家事等」を「介護、

充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。
介護は、利用者の身体及び精神の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の

第二百条の次に次の二条を加える。

(社会生活上の便宜の供与等)

との連絡調整、余暇活動の支援等に努めなければならない。 第二百条の二 指定共同生活援助事業者は、利用者について、指定生活介護事業所等

- 同意を得て代わって行わなければならない。
 る手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の2 指定共同生活援助事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対す
- とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。
 3 指定共同生活援助事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者

げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めなければならない。第二百条の三 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに、次に掲

- 事業の目的及び運営の方針
- 一 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三入居定員

の額 指定共同生活援助の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びそ

- 五 入居に当たっての留意事項
- 、緊急時等における対応方法
- 七 非常災害対策

八 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類

- た 虐待の防止のための措置に関する事項
- その他運営に関する重要事項

第二百一条第三項に次のただし書を加える。

とができる場合は、この限りでない。ただし、当該指定共同生活援助事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うこ

第二百一条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

第二百一条の次に次の三条を加える。

(支援体制の確保)

第二百一条の二 指定共同生活援助事業者は、利用者の身体及び精神の状況に応じた

関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しなければならない。と関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しなければならない。必要な支援を行うことができるよう、他の障害福祉サービス事業を行う者その他の

(定員の遵守)

むを得ない事情がある場合は、この限りでない。 並びに居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のや第二百一条の三 指定共同生活援助事業者は、共同生活住居及びユニットの入居定員

(協力医療機関等)

歯科医療機関をいう。)を定めるよう努めなければならない。 援助事業者との間で利用者が歯科医療を必要とした際の連携協力が合意されている2 指定共同生活援助事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関(当該指定共同生活

受けている者を除く。)」と、同条第二項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を 準用する第百四十一条第一項」を「第二百一条の四第一項」に、「第百三十一条第三 条中」を「第六十一条及び第七十八条第二項第一号中」に改め、「、第七十八条第二 前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る。)」に改める。 受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。)」とあるのは「支給決定障害者(入居 る者に限る。)」とあるのは「支給決定障害者(入居前の体験的な指定共同生活援助を 第一項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定め 介護事業所」とあるのは「指定自立訓練(生活訓練)事業所」を「第百五十八条の二 者」と、第百三十三条第一項及び第百三十四条第一項中「第百四十二条」とあるのは 項第二号中 | 当該指定共同生活介護事業者」とあるのは | 当該指定共同生活援助事業 項第一号中「第六十一条」とあるのは「第二百二条において準用する第六十一条」と、 おいて準用する第百三十一条第二項」を「第百九十九条の四第二項」に、「第六十一 条及び第百三十九条から第百四十一条まで」を「及び第百五十八条の二」に、「第二 「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と」を削り、「第二百二条において て準用する第百三十一条第一項」を「第百九十九条の四第一項」に、「第二百二条に 百二条において準用する第百三十七条」を「第二百条の三」に、「第二百二条におい 「第二百二条」と、第百三十四条第一項第三号及び第百三十六条第一項中「指定生活 第二百二条中「、第百二十九条から第百三十四条まで、第百三十六条、第百三十七

第十三章に次の一節を加える。

五節 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、

設備及び運営に関する基準

この節の趣旨及び基本方針

第二百二条の二 前各節の規定にかかわらず、外部サービス利用型指定共同生活援助 のの基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定める 助(以下「受託居宅介護サービス」という。)をいう。以下同じ。)の事業を行うも 活援助計画に基づき行われる入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援 同生活援助に係る指定共同生活援助事業者が委託する指定居宅介護事業者(以下 援助(第二百二条の四第一項において「基本サービス」という。)及び当該指定共 援助計画をいう。以下この節において同じ。)の作成、相談その他の日常生活上の 一において読み替えて準用する第六十一条に規定する外部サービス利用型共同生活 所の従業者により行われる外部サービス利用型共同生活援助計画(第二百二条の十 「受託居宅介護サービス事業者」という。)により、当該外部サービス利用型共同生 (指定共同生活援助であって、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業

(この節の基本方針)

第二百二条の三 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業は、外部サービス利用 状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せ 型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者による受託居宅介護サ つ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなけれ した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の ービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が地域において共同して自立

人員に関する基準

(従業者の員数等

- 第二百二条の四 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う者 号に定める員数とする。 ビスを提供する従業者は、 サービス利用型指定共同生活援助事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以 下「外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」という。)に置くべき基本サー 次の各号に掲げる者とし、その員数は、それぞれ当該各 (以下「外部
- 利用者の数を六で除した数以上 世話人外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、
- 又は口に掲げる利用者の数の区分に応じ、 サービス管理責任者 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、 それぞれイ又は口に定める数 イ

- 利用者の数が三十以下
- 数を増すごとに一を加えて得た数以上 利用者の数が三十一以上 一に、 利用者の数が三十を超えて三十又はその端
- 2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合 推定数による。
- 3 だし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。 ービス利用型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。た 第一項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助の従業者は、専ら外部サ

第二百二条の五 第百九十八条の規定は、 業について準用する。 外部サービス利用型指定共同生活援助の事

第三款 設備に関する基準

第二百二条の六 第百九十九条の規定は、 業について準用する。 外部サービス利用型指定共同生活援助の事

第四款 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意

第二百二条の七 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、 支給決定障害者等 申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第 が外部サービス利用型指定共同生活援助の利用の申込みを行ったときは、当該利用 いて当該利用申込者の同意を得なければならない。 交付して説明を行い、当該外部サービス利用型指定共同生活援助の提供の開始につ 他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を の事業を行う事業所(以下「受託居宅介護サービス事業所」という。)の名称その 居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業者が受託居宅介護サービス 指定共同生活援助事業者と受託居宅介護サービス事業者の業務の分担の内容、受託 二百二条の九に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制、外部サービス利用型

より書面の交付を行う場合は、 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、 利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなけれ 社会福祉法第七十七条の規定に

(受託居宅介護サービスの提供

第二百二条の八 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用 型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者により、 に受託居宅介護サービスが提供されるよう、必要な措置を講じなければならない。 適切かつ円滑

Ш

梨

県

サービスの内容等を文書により報告させなければならない。 受託居宅介護サービスを提供した場合にあっては、提供した日時、時間、具体的な2 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービス事業者が

(運営規程)

する運営規程を定めなければならない。型指定共同生活援助事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関第二百二条の九 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用

- 一事業の目的及び運営の方針
- 一 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 二入居定員

る費用の種類及びその額四の外部サービス利用型指定共同生活援助の内容並びに支給決定障害者から受領す

五 受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業所の名称及び所在

地

へ 入居に当たっての留意事項

・緊急時等における対応方法

八 非常災害対策

九 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類

虐待の防止のための措置に関する事項

十一 その他運営に関する重要事項

(受託居宅介護サービス事業者への委託)

事業所ごとに文書により行わなければならない。ビスの提供に関する業務を委託する契約を締結するときは、受託居宅介護サービス第二百二条の十 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サー

- 2 受託居宅介護サービス事業者は、指定居宅介護事業者でなければならない。
- 宅介護とする。
 3 受託居宅介護サービス事業者が提供する受託居宅介護サービスの種類は、指定居
- 提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。かじめ、指定居宅介護を提供する事業者と、第一項に規定する方法によりこれらの4.外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、事業の開始に当たっては、あら
- 業務について必要な管理及び指揮命令を行うものとする。
 りの外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービス事業者に、
- 務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。6 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービスに係る業

(勤務体制の確保等)

送ることができるよう、継続性を重視した外部サービス利用型指定共同生活援助の2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を型指定共同生活援助事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めなければならない。適切な外部サービス利用型指定共同生活援助を提供できるよう、外部サービス利用第二百二条の十一 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者に対し、

提供に配慮しなければならない。

その研修の機会を確保しなければならない。
4 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、従業者の資質の向上のために、

準用)

第二百二条の十二 第十三条、第十四条、第十六条から第十九条まで、第二十二条、 第二十五条、第三十条、第三十八条から第四十三条まで、第五十六条、第六十一条、 ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。)」とあるのは「支給決定障害者 (入居 機関」と、第百五十八条の二第一項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受 いて準用する第二百一条の四第一項の協力医療機関及び同条第二項の協力歯科医療 条の十二」と、第九十五条中「協力医療機関」とあるのは「第二百二条の十二にお る第七十六条第二項」と、同項第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第二百二 同項第四号中「第七十六条第二項」とあるのは「第二百二条の十二において準用す のは「第二百二条の十二において準用する第五十六条第一項」と、同項第三号中 サービス利用型共同生活援助計画」と、同項第二号中「第五十六条第一項」とある と、第六十一条及び第七十八条第二項第一号中「療養介護計画」とあるのは「外部 第二項」とあるのは「第二百二条の十二において準用する第百九十九条の四第二項」 において準用する第百九十九条の四第一項」と、第二十五条第二項中「第二十三条 場合において、第二十二条第二項中「次条第一項」とあるのは「第二百二条の十二 での規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この 九条の六まで、第二百条、第二百条の二及び第二百一条の二から第二百一条の四ま 条、第九十三条、第九十五条、第百五十八条の二、第百九十九条の二から第百九十 第六十三条、第六十九条、第七十三条、第七十六条から第七十八条まで、第九十一 第六十八条」とあるのは「第二百二条の十二において準用する第九十一条」と、 の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く。)」と、

ら。 生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者」と読み替えるものとす指定共同生活援助事業所の従業者」とあるのは「当該外部サービス利用型指定共同ス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る。)」と、第二百条第三項中「当該が定める者を除く。)」とあるのは「支給決定障害者(入居前の体験的な外部サービ同条第二項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣

第十五章を次のように改める。

第十五章 削除

第二百五条及び第二百六条削除

生活援助の事業等」という。)」に改める。 附則第三条第一項第一号中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に改める。 附則第三条第一項第一号中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に改める。 附則第三条第一項第一号中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に改める。 附則第三条第一項第一号中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に改める。 は、第百二十九条第一項(第二百二条の六」に、「基準省令第十二条第一項に規定する建物」を「当該建物」に、「指定共同生活援助事業者等」といい、」に、「以下この条、次事業者(次条において「指定共同生活援助事業者等」といい、」に、「以下この条、次事業者(次条において「指定共同生活援助事業者等」といい、」に、「以下この条、次事業者(次条において「指定共同生活援助事業者等」といい、」に、「以下この条例の施めの事業又は外部サービス利用型指定共同生活援助の事業等」という。)」に改める。 附則第三条第一項第一号中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に改める。

七号」に改め、同条第三項中「第百二十六条第一項第二号ロ」を「第百九十七条第一第一条第五号」に、「同条第五号」を「同条第六号」に、「同条第六号」を「同条第「指定共同生活介護事業所」を「指定共同生活援助事業所」に、「第二条第四号」を「指定共同生活介護事業所」を「第二百条第三項」に、附則第六条の見出し中「指定共同生活介護事業所」を「指定共同生活援助事業所」

項第二号ロ」に改める。

事業を行う場合におけるこれらの施設の」に改め、同条に次の三項を加える。 和二十四年法律第二百八十三号)(以下この条において「旧身体障害者福祉法」とい ける」を「法附則第四十一条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすること 指定就労移行支援の事業、指定就労継続支援A型の事業又は指定就労継続支援B型の 介護の事業、指定自立訓練(機能訓練)の事業、指定自立訓練(生活訓練)の事業、 等建物の構造の変更をしたものを除く。)において、指定療養介護の事業、 施設のうち、基本的な設備が完成しているものを含み、省令施行日以後に増築、改築 者更生施設、指定特定知的障害者授産施設若しくは指定知的障害者通勤寮(これらの 障害者福祉法第十七条の十第一項の指定を受けているもの、 若しくは旧身体障害者福祉法第三十一条に規定する身体障害者授産施設のうち旧身体 害者療護施設のうち旧身体障害者福祉法第十七条の十第一項の指定を受けているもの の十第一項の指定を受けているもの、旧身体障害者福祉法第三十条に規定する身体障 う。)第二十九条に規定する身体障害者更生施設のうち旧身体障害者福祉法第十七条 ができることとされた法附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法 十三号)第五十条の二第一項第三号に掲げる精神障害者福祉ホーム又は指定知的障害 による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二 附則第七条中「この条例の施行の際現に基準省令附則第二十二条の規定の適用を受 法附則第四十六条の規定 指定生活

- う。立。立。立。立。一、一
- 十一第一項の指定を受けているものをいう。二十一条の七に規定する知的障害者授産施設のうち旧知的障害者福祉法第十五条のりなお従前の例により運営をすることができることとされた旧知的障害者福祉法第3 第一項の指定特定知的障害者授産施設とは、法附則第五十八条第一項の規定によ
- 項の指定を受けているものをいう。
 条の八に規定する知的障害者通勤寮のうち旧知的障害者福祉法第十五条の十一第一従前の例により運営をすることができることとされた旧知的障害者福祉法第二十一4 第一項の指定知的障害者通勤寮とは、法附則第五十八条第一項の規定によりなお

施設等に関する基準等を定める条例の一部改正)(山梨県指定通所支援の事業等に関する基準等を定める条例及び山梨県指定障害児入所

第二条 次に掲げる条例の規定中「第五条第十七項」を「第五条第十六項」に改める。

- 条例第六十六号)第五十一条第一項 山梨県指定通所支援の事業等に関する基準等を定める条例(平成二十四年山梨県
- 条例第六十七号)第四十八条第一項 一 山梨県指定障害児入所施設等に関する基準等を定める条例(平成二十四年山梨県

に関する基準を定める条例の一部改正)(山梨県指定障害者支援施設等に関する基準等を定める条例及び山梨県障害者支援施設

- 「障害程度区分の」を「障害支援区分の」に改める。 第三条 次に掲げる条例の規定中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に、
- 条例第六十九号)第六条第一項第一号イ②(イ) 山梨県指定障害者支援施設等に関する基準等を定める条例(平成二十四年山梨県

(山梨県障害福祉サービス事業に関する基準を定める条例の一部改正)

条例第七十号)の一部を次のように改正する。 第四条 山梨県障害福祉サービス事業に関する基準を定める条例(平成二十四年山梨県

害程度区分の」を「障害支援区分の」に改める。第三十九条第一項第三号イ中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に、「障

第五十九条第八項に次のただし書を加える。

利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。ただし、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所であって、

十二条第一項第二号ニ及び」に改める。第八十九条第三項中「第五十二条第一項第二号ロ及びニ、第七項並びに」を「第五

る。 附則第三条第一項第一号中 「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

体型指定共同生活援助事業所については、第一条の規定による改正後の山梨県指定障条に規定する指定共同生活介護の事業等を行う一体型指定共同生活介護事業所及び一第百二十五条に規定する指定共同生活介護の事業を行う事業所並びに旧条例第二百五ビスの事業等に関する基準等を定める条例(以下この条において「旧条例」という。)第二条 この条例の施行の際現に第一条の規定による改正前の山梨県指定障害福祉サー

事業所とみなす。おいて「新条例」という。)第百九十六条に規定する指定共同生活援助の事業を行うおいて「新条例」という。)第百九十六条に規定する指定共同生活援助の事業を行う害福祉サービスの事業等に関する基準等を定める条例(次項、次条及び附則第四条に

なす。 百二条の二に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う事業所とみ 百二条の二に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」という。)は、新条例第二 2 この条例の施行の際現に旧条例第百九十六条に規定する指定共同生活援助の事業を

号中「六」とあるのは、「十」とする。 新条例第二百二条の四の規定を適用する場合においては、当分の間、同条第一項第一**第三条** この条例の施行の日において現に存する旧指定共同生活援助事業所について**、**

条例をここに公布する。 山梨県介護保険審査会の公益を代表する委員の定数等に関する条例の一部を改正する

平成二十六年三月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第二十六号

する条列 山梨県介護保険審査会の公益を代表する委員の定数等に関する条例の一部を改正

県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。山梨県介護保険審査会の公益を代表する委員の定数等に関する条例(平成十一年山梨

第二条の見出しを「(公益を代表する委員の定数)」に改め、同条中「定数」を「公益険法」を「基づき同法」に、「報酬(以下」を「報酬(第四条において」に改める。「(以下「定数」という。)」を「及び合議体を構成する委員の定数」に、「基づき介護保第一条中「第百八十五条第一項第三号」の下に「及び第百八十九条第三項」を加え、

第三条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える

を代表する委員の定数」に改める。

(合議体を構成する委員の定数)

第三条 合議体を構成する委員の定数は、三人とする。

附則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

山梨県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する

平成二十六年三月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第二十七号

山梨県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

正する。 山梨県食品衛生法施行条例(平成十二年山梨県条例第十一号)の一部を次のように改

別表第一第一号口に次のように加える。

- 施設でおう吐があった場合は、直ちに殺菌剤を用いて適切に消毒すること。
- 別表第一第一号へ中四を印とし、9を回とし、8の次に次のように加える。 食品等は、おう吐物等により汚染されたおそれがある場合は、 廃棄するこ

を次のように改める。 別表第一第二号イ中「その他」を「、適正な手洗いの方法その他」に改め、 同号ハ(3)

- 手袋を使用させる場合は、次に定めるところによること。
- 質により作られた手袋を使用させないこと。 食品に直接接触する部分が繊維その他洗浄及び消毒をすることが困難な材
- 使用させる場合は、この限りでない。 って、殺菌剤を用いて適切に消毒する等衛生上必要な措置を講じたものを 洗浄及び消毒をすることが困難な材質以外の材質により作られた手袋であ の手袋と交換させること。ただし、食品に直接接触する部分が繊維その他 作業の前、 便所を利用した後及び未洗浄の食品を取り扱った後は、

この条例は、 公布の日から施行する

山梨県理容師法施行条例及び山梨県美容師法施行条例の一部を改正する条例をここに

公布する

平成二十六年三月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第二十八号

山梨県理容師法施行条例及び山梨県美容師法施行条例の一部を改正する条例

(山梨県理容師法施行条例の一部改正)

Ш

梨

県

公

報

号 外

第十八号

平成二十六年三月二十八日

第一条 山梨県理容師法施行条例(平成十二年山梨県条例第十三号)の一部を次のよう

に改正する。

号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号 二脚」を「一」に、「一脚」を「一」に、「する」を「すること」に改め、同条中第五 第四条第二号中「いす」を「椅子」に、「は二脚までとし」を「にあっては二」に、「、

る場合は、この限りでない。 所において頭髪に係る作業を行わない場合その他知事が衛生上支障がないと認め 作業室には、洗髪を行うための流水式の設備を設けること。ただし、その理容

(山梨県美容師法施行条例の一部改正)

第二条 に改正する。 山梨県美容師法施行条例(平成十二年山梨県条例第十四号)の一部を次のよう

二脚」を「一」に、「一脚」を「一」に、「する」を「すること」に改め、同条中第五 を加える。 号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号 第四条第二号中「いす」を「椅子」に、「は二脚までとし」を「にあっては二」に、「、

所において頭髪に係る作業を行わない場合その他知事が衛生上支障がないと認め る場合は、この限りでない。 作業室には、洗髪を行うための流水式の設備を設けること。ただし、その美容

(施行期日)

1 この条例は、平成二十六年十月一日から施行する。

(山梨県理容師法施行条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の際現に理容師法(昭和二十二年法律第二百三十四号)第十一条第 例第四条第三号の規定にかかわらず、なお従前の例による。 築し、又は改築するまでの間は、第一条の規定による改正後の山梨県理容師法施行条 措置については、この条例の施行の日以後最初に当該理容所の作業室に係る部分を増 定によりなお従前の例によることとされている理容所を除く。)に係る衛生上必要な 一項の規定による届出がされている理容所(山梨県理容師法施行条例附則第二項の規

(山梨県美容師法施行条例の一部改正に伴う経過措置

3 この条例の施行の際現に美容師法(昭和三十二年法律第百六十三号)第十一条第一 置については、この条例の施行の日以後最初に当該美容所の作業室に係る部分を増築 によりなお従前の例によることとされている美容所を除く。)に係る衛生上必要な措 項の規定による届出がされている美容所(山梨県美容師法施行条例附則第二項の規定 又は改築するまでの間は、第一 一条の規定による改正後の山梨県美容師法施行条例

Ш

第四条第三号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

平成二十六年三月二十八日山梨県環境影響評価条例の一部を改正する条例をここに公布する。

山梨県知事 横 内 正

明

山梨県条例第二十九号

第六十条第一項を削り、同条第二項を同条とする。山梨県環境影響評価条例(平成十年山梨県条例第一号)の一部を次のように改正する。山梨県環境影響評価条例の一部を改正する条例

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十七年六月一日から施行する。

(経過措置)

平成二十六年三月二十八日山梨県富士五湖の静穏の保全に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第三十号

部を次のように改正する。山梨県富士五湖の静穏の保全に関する条例(昭和六十三年山梨県条例第二十八号)の山梨県富士五湖の静穏の保全に関する条例の一部を改正する条例

第三条中「関係町村」を「富士五湖の存する町村」に、「以下」を「次条において」第二十条第三項第十七号の環境大臣が指定する区域内の水域を除いた水域をいう。二 特定水域 富士五湖の水域のうち自然公園法(昭和三十二年法律第百六十一号)第二条中第三号を削り、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

第五条を次のように改める。

に改める。

第五条 削除

において」に改める。 第六条第一項中「富士五湖に」を「特定水域に」に、「以下」を「次条及び第十五条

改める。 第七条中「富士五湖」を「特定水域」に、「以下」を「第十四条第一項において」に

の二週間前の日までに、次」に改め、同項に次のただし書を加える。 第八条第一項中「富士五湖」を「特定水域」に、「次」を「当該航行の用に供する日

りでない。 規定により廃止の届出があつたものとみなされるときを含む。)を除く。)は、この限規定により廃止の届出があつたものとみなされるときを含む。)を除く。)は、この限舶について第十二条第一項の規定による廃止の届出がされているとき(当該船ただし、当該船舶について既にこの項の規定による届出がされているとき(当該船

第八条第二項に次のただし書を加える。

第九条の見出しを「(船舶届出済証の交付等)」に改め、同条第二項中「当該」を「前とができないときは、その事由が消滅した後遅滞なくこれを提出すれば足りる。ただし、やむを得ない事由により当該届出に当該船舶検査証書の写しを添付するこ

第十条中「富士五湖」を「特定水域」に改める。条第一項の規定による」に改める。

の一項を加える。 第十二条中「、又は」を「又は」に、「富士五湖」を「特定水域」に改め、同条に次

2 船舶所有者が、第八条第一項の規定による届出に係る船舶について、当該届出をした日(当該船舶所有者が当該船舶について第十三条の二第一項において同じ。)の末日までの間翌年三月三十一日までをいう。第十三条の二第一項において同じ。)の末日までの間翌年三月三十一日までをいう。第十三条の二第一項において同じ。)の末日までの間でが、第八条第一項の規定による届出に係る船舶について、当該届出をしたよる廃止の届出があつたものとみなす。

第十三条の次に次の七条を加える。

(航行の届出)

ならない。 「航行年度」という。)ごとに、次に掲げる事項を知事に届け出なければ項において「航行年度」という。)ごとに、次に掲げる事項を知事に届け出なければ船舶を航行の用に供しようとするときは、当該航行の用に供する日の属する年度(次第十三条の1 船舶所有者は、特定水域において第八条第一項の規定による届出に係る

- 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 一 当該船舶を航行の用に供しようとする湖の名称
- 一 当該船舶を航行の用に供しようとする月及び日数

几 その他規則で定める事項

- ようとする日の二週間前の日までの間にしなければならない。 最初に特定水域において第八条第一項の規定による届出に係る船舶を航行の用に供し 前項の規定による届出は、航行年度の前年度の二月一日から当該航行年度の開始後
- 3 (航行届出済証の交付等 第八条第二項の規定は、 第一項の規定による届出をする場合に準用する。

第十三条の三

付する。 知事は、前条第一項の規定による届出を受理したときは、届出済証を交

2 前項の届出済証の交付を受けた者は、これを見やすいように前条第一項の規定によ る届出に係る船舶に表示しなければならない。

3 で定めるところにより、再交付を受けなければならない。 第一項の届出済証の交付を受けた者は、これを汚損し、又は滅失したときは、規則

(適用除外

第十三条の四 という。)のいずれかに該当することについて知事の確認を受けたものについては、 適用しない。 舶(第十三条の六第四項第一号及び第十三条の七第一項第一号において「特定船舶」 第十二条第二項、第十三条の二及び前条の規定は、次の各号に掲げる船

第二条第二項に規定する船舶運航事業の用に供される船舶 海上運送法(昭和二十四年法律第百八十七号)第四十四条において準用する同法

(昭和二十五年法律第百七十八号)第十条第一項の登録を受けた船舶

三 船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和二十六年法律第百四十九号)に規定する小 型船舶教習所における教習の用に供される船舶

であつて、これらの事業を行う者が所有権又は賃借権を有するもの 条第二号に規定するモーターボート業その他規則で定める事業の用に供される船舶 山梨県モーターボート業適正化条例 (昭和五十二年山梨県条例第二十九号)第二

国、地方公共団体その他規則で定める者が所有権又は賃借権を有する船舶

(特定船舶の確認の申請等)

第十三条の五 前条の確認 た申請書を知事に提出して、これをしなければならない。 (以下単に「確認」という。) の申請は、次の事項を記載し

- 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 確認を受けようとする船舶の前条各号の区分
- 前号の船舶を航行の用に供しようとする湖の名称

兀 その他規則で定める事項

Ш

梨

県 公

報

号 外

第十八号

平成二十六年三月二十八日

一項の規定は、 前項の規定により申請する場合に準用する。

確認済証の交付等

第十三条の六 知事は、確認をしたときは、確認済証を交付する

- しなければならない。 前項の確認済証の交付を受けた者は、これを見やすいように確認に係る船舶に表示
- 3 で定めるところにより、再交付を受けなければならない。 第一項の確認済証の交付を受けた者は、これを汚損し、 又は滅失したときは、 規則
- 舶に表示してはならない。 第一項の確認済証の交付を受けた者は、次に掲げる場合には、これを確認に係る船

4

- 当該船舶が特定船舶に該当しなくなつたとき
- 第十三条の八の規定により確認が取り消されたとき。

(特定船舶に係る届出等)

第十三条の七 次の各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、当該各号 に掲げる者は、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

- 確認に係る船舶が特定船舶に該当しなくなつたとき。 当該確認を受けた者
- 確認に係る船舶の特定水域における使用が廃止されたとき。 当該確認を受けた

三 確認を受けた者以外の者が当該確認に係る船舶を譲り受けたとき。 譲り受けた者 当該船舶を

儿 ものに限る。)があつたとき。 設立した法人又は分割により当該船舶を承継した法人 確認を受けた者について相続、 相続人、合併後存続する法人若しくは合併により 合併又は分割(当該確認に係る船舶を承継させる

第一項の規定による届出とみなして、第十二条第二項の規定を適用する。 前項の場合においては、同項 (第二号を除く。) の規定による届出を第十三条の二

(特定船舶の確認の取消し)

第十三条の八 知事は、次に掲げる場合には、確認を取り消すものとする

- 確認を受けた者が不正の手段により当該確認を受けたとき。
- 前条第一項の規定による届出があつたとき。
- \equiv 前条第一項の規定による届出がなくて同項各号のいずれかに該当する事実が判明

第十四条第一項から第三項までの規定中「富士五湖」を「特定水域」に改める。

本則に次の一条を加える。

第二十三条 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の過料に処する。

第九条第二項、第十三条の三第二項又は第十三条の六第二項の規定に違反して表

Ш

示をしないで船舶を航行の用に供した船舶所有者

- 一 第十三条の二第一項の規定による届出をしないで船舶を航行の用に供した船舶所
- 不正の手段により確認を受けた船舶所有者
- 几 第十三条の六第四項の規定に違反して表示をして船舶を航行の用に供した船舶所

(施行期日

 この条例は、 平成二十六年八月一日から施行する。

- 2 この条例による改正後の山梨県富士五湖の静穏の保全に関する条例(以下この項か る場合については、なお従前の例による。 規定する航行をいう。以下この項及び附則第四項において同じ。)の用に供しようと この項及び附則第四項において同じ。)において船舶を航行(新条例第二条第五号に 年八月十五日以後に特定水域(新条例第二条第二号に規定する特定水域をいう。以下 ら附則第四項までにおいて「新条例」という。)第八条第一項の規定は、平成二十六 する場合について適用し、同日前に特定水域において船舶を航行の用に供しようとす
- 3 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の山梨県富士五湖の静穏の保全に関 条第一項の規定による届出があったものとみなして、新条例第十二条第二項の規定を する条例第八条第一項の規定による届出があった船舶については、 適用する。 同日に新条例第八
- 4 規定による届出に係る船舶を航行の用に供しようとする場合について適用する。 四号の規定は、 新条例第十三条の二から第十三条の八まで並びに第二十三条第一号、 平成二十七年四月一日以後に特定水域において新条例第八条第一項の 第二号及び第

山梨県工業技術センター諸収入条例の一部を改正する条例をここに公布する。 平成二十六年三月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第三十一号

山梨県工業技術センター諸収入条例 山梨県工業技術センター諸収入条例の一部を改正する条例 (昭和六十一年山梨県条例第三号)の一部を次の

ように改正する。

〇円」を「一、〇〇〇円以上二、 別表第一号の表中「二、八八〇円」を「二、九七〇円」に、「九七〇円以上二、六四 七二〇円」に、「一九〇円」を「二〇〇円 に、 二八

> 「一、二七〇円」に、「九五〇円」を「九八〇円」に、「八五〇円」を「八七〇円 円 〇円」を「二九〇円」に、「一、二八〇円」を「一、三二〇円」に、「一、二三〇円」を に、「八一〇円」を「八四〇円」に、 を「のり付機 同 「のり付機 卓上蛍光エックス線分析計 五八〇円」に、 「一、八二〇円」を「一 |同||一、一六〇 同 五六〇

三〇円」を「四四〇円」に、「二、八四〇円」を「二、九二〇円」に、「五五〇円」を 「五七〇円」に、 「磁気研磨装置 八七〇円」に、「三〇〇円」を「三一〇円」に、「二七〇円」を「二八〇円」に、 「四〇〇円」を「四二〇円」に、「四四〇円」を「四五〇円」に、 |同|一、一六〇円 を「磁気研磨装置 同一一、一九〇

「二、一七〇円」に、「一、九六〇円」を「二、〇一〇円」に、「三二〇円」を「三三 円」に、「五九〇円」を「六一〇円」に、「一、三六〇円」を「一、四〇〇円」に、 を「一、四七〇円」に、 〇円」を「デジタルマルチメーター | 同 | 三四〇円」に、「五二〇円」を「五四〇円」 三〇〇円」に、「六三〇円」を「六四〇円」に、「デジタルマルチメーター | 同 | 三三 ムアナライザー |同 | 一、二七〇円」を「(光)スペクトラムアナライザー |同 | 一、 五〇円」を「二、二一〇円」に、「三九〇円」を「四一〇円」に、「二、一一〇円」を 円」を「二二、三四0円」に、「一四、四六0円」を「一四、八八0円」に、「二、一 「一、九八〇円」に、「三、九〇〇円」を「四、〇一〇円」に、「一、一三〇円」を「一、 「三一〇円」を「三二〇円」に、「五〇〇円」を「五一〇円」に、「一、九三〇円」を 八〇円」を「四、八一〇円」に、「五四〇円」を「五六〇円」に、「(光)スペクトラ 〇円」に、「四二〇円」を「四三〇円」に、「六六〇円」を「六八〇円」に、「四、六 〇三〇円以上三、五八〇円」を「三、一二〇円以上三、六八〇円」に、「二一、七二〇 一六〇円」に、「一六〇円」を「一七〇円」に、「三八〇円」を「三九〇円」に、「三、 自動ダイヤラップ盤一同 「四九〇円」を「五〇〇円」に、「三五〇円」を「三六〇円」に、「一、四三〇円」 一一、二二〇円」 「一〇、〇五〇円」を「一〇、三四〇円」に、 「二六、

四六〇円」を「二七、二一〇円」に、「二、二一〇円」を「二、二七〇円」に、

スク

ダ電位測定装置 二、四七0円

イクル試験機

件

梨 県 公 報 号 外 平成二十六年三月二十八日

Ш

円」に、「四、二一〇円」を「四、三三〇円」に、「二、三八〇円」を「二、四五〇円」 四九〇円」に、 〇円」を「二、一一〇円」に、「六五〇円」を「六六〇円」に、「三、四九〇円」を を「一六〇円」に、「一七、二九〇円」を「一七、七八〇円」に、 処理炉一同一五八〇円」に、「二、九五〇円」を「三、〇三〇円」に、「一五〇円」 円」に、「二、四一〇円」を「二、四八〇円」に、「熱処理炉一同一五六〇円」を「熱 を「九三〇円」に、「四七〇円」を「四八〇円」に、「一、〇一〇円」を「一、〇四〇 九〇円」を「三、二八〇円」に、「一、八七〇円」を「一、九三〇円」に、「九一〇円」 〇円」に、「七六〇円」を「七八〇円」に、「一四〇円」を「一五〇円」に、「三、一 を「真空ガス充塡包装機」に、「一、一八〇円」を「一、二二〇円」に、「五三〇円」を 〇円」を「七〇〇円」に、「三六〇円」を「三七〇円」 〇円」に、「オートシッパ分光光度計 に、「二、〇一〇円」を「二、〇七〇円」に、「二、五七〇円」を「二、 〇〇円」に、「二、〇〇〇円」を「二、〇六〇円」に、「一、三四〇円」を「一、三八 「三、五九〇円」 〇円」に、「一一、一六〇円」を「一一、四八〇円」に、「一、〇三〇円」を「一、O 〇円」を「一、〇五〇円」に、「七一〇円」を「七三〇円」に、 六〇円」に、「一七〇円」を「一八〇円」に、「一、四八〇円」を「一、五二〇円」に、 「二、四六〇円」に、「一、二九〇円」を「一、三二〇円」に、 「一、四七〇円」を「一、五一〇円」に、「六四〇円」を「六五〇円」に、「二、〇五 「四、六八〇円」に、「一、二三〇円」を「一、二六〇円」に、「五八〇円」を「六〇 「六、八二〇円」に、「一、七八〇円」を「一、八三〇円」に、「四、五五〇円」を 「五五〇円」に、「二、三六〇円」を「二、四三〇円」に、「一、五六〇円」を「一、六 一、二六〇円」を「一、二九〇円」に、 一、五一〇円」を「一、五五〇円」に、「二、〇四〇円」を「二、一〇〇円」 「八〇〇円」を「八三〇円」に、「一、五八〇円」を「一、六三〇円. 三一〇円 九二〇円」を「一、九七〇円」に、「二、 「三、四七〇円」を「三、五七〇円」に、「四、〇〇〇円」を「四、一一〇 「二、二二〇円」を「二、二八〇円」に、「一、五四〇円. 「二、九七〇円」を「三、〇五〇円」に、「二、一四〇円」を「二、二 に、「一、九四〇円」を「一、九九〇円」に、「二、四二〇円」を「二、 を「一、八四〇円」に、「四五〇円」を「四六〇円」に、「一、〇二 時間 八四 一、二七〇円 IO 円 六四〇円 同 「八六〇円」 を 「二、二八〇円」を「二、三五〇円」 」を「オートシッパ分光光度計 複合サイクル試験機 五二〇円」を「二、五九〇円」に、 に、「真空ガス充てん包装機」 一四〇円 「二、二四〇円」を 「二、三九〇円」を 「六、六三〇円」を 件 六四〇円」 」を「一、五八 一時間 に、 五四 にに 円 円 円に、 円 二七〇円」を「三、三六〇円」に、 円円 微鏡 「二、三二〇円」を「二、三八〇円」に、 ックス線発生装置 モンドマスターストン を を 超音波加工機 (一kW) 外周型精密切断機 中型切断機 大型切断機 「三五〇円」 「一、四四〇円」を「一、四九〇円」に、「一、八一〇円」を「一、八六〇円」に、 を「七二〇円」 「高精度カット面検査装置一同一八二〇円」に、「一、二四〇円」を「一、二八〇 「縮絨洗濯機 「三次元円筒研削盤 スラシングマシン 両頭堅型研磨機 バフ研磨機 ボール盤 平面研磨機 超音波洗浄機 一三〇円」に、 同 司 司 同 司 司 一六〇円」 「一、六四〇円 三四四〇〇円円 三四〇円 七九〇円」 三四〇円 三四〇円 同同同同 三四〇円 司 司 同同 同 司 微分干涉顕微鏡 超軟エックス線発生装置 ダイヤモンドマスターストン 宝石顕微鏡 偏光顕微鏡 同 司 五五〇円円 五 〇円 三三〇円 五〇円 三三〇円 五一〇円 |七九〇円 一七九〇円 「二、三四〇円」を「二、四〇〇円」に、 を 「一、五〇〇円」 四、 縮絨洗濯機 を を 「一、 「高精度カット面検査装置一同 二八〇円 を「三次元円筒研削盤 ボール 一平面研磨機 外周型精密切断機 ダイヤ球面研削機 大型切断機 中型切断機 超音波洗浄機 両頭堅型研磨機 バフ研磨機 六九〇円」に、「三、 を「一、五四〇円」に、「三、 同 司 可 司 可 可 同一三三〇円 司 一八二0円」に、 「電源周波数磁界発生器 三三〇円 三三〇円 1111110円 三三〇円 三三〇円 可 同同同同 三四〇円 同 三四〇円 三四〇円 三四〇円 二四〇円 「三四〇円 八二0円 同同 百 を 一七九〇円 〇四〇円 七00 「宝石顕 五三〇 五三〇 五三〇 五三〇 測定顕 ダイヤ 定温恒 超軟工

00円」に、

九六〇円」に、「二、九八〇円」を「三、〇六〇円」に、「四八〇円」を「四九〇円」 試験)一同一五八〇円」に、「九〇〇円」を「九二〇円」に、 円」を「三、五五〇円」に、 三〇円」を「一四〇円」に、「六、四五〇円」を「六、六四〇円」に、「三、四五C に、「一、一二〇円」を「一、一五〇円」に、「一、一七〇円」を「一、二〇〇円」に、 〇円」を「九六〇円」に、「八、五七〇円」を「八、八二〇円」に、「七四〇円」を に、「一、四〇〇円」を「一、四四〇円」に、「三七〇円」を「三八〇円」に、「九三 〇一〇円」に、「四六〇円」を「四七〇円」に、「ミクロトーム一同一八六〇円」を 「七六〇円」に、「二、六三〇円」を「二、七一〇円」に、「八七〇円」を「八九〇円」 「ミクロトーム一同一八八〇円」に、「同 同 「六一〇円」を「六三〇円」に、「二、二〇〇円」を「二、二六〇円」に、「二 「一、四一〇円」を「一、四五〇円」に、「一、三八〇円」を「一、四二〇円 を「五九〇円」 |同一八六〇円 「電源周波数磁界発生器 「一八〇円」を「一九〇円」に、「九八〇円」を「一、 を「演算型ブロックゲージ検査装置一同 「波長分散型蛍光エックス線分析装置一 (高温試験) 一同一五六〇円 同 一三四〇円」に、 「一、九一〇円」を「一、 「演算型ブロックゲ を「同(高温 同三、 八八〇円

九〇円_ を エバポレーター 恒温液槽 アイスクリーマー 波長分散型蛍光エックス線分析装置 フーリエ変換赤外分光光度計 伝導イミュニティ自動試験システム 露点センサー型水分活性測定装置 pHメーター 同三、 同 可 司 可 同 百 同 可 同 可 三、二三〇円 、六七〇円 一 三 一 〇 円 円 四八〇円 1100円 五〇〇円 七九〇円 八七〇円 に改める。

〇円」を「七五〇円」に、「一、九三〇円」を「一、九八〇円」に、「一、〇八〇円」を 「一、一一〇円」に、「一、四八〇円」を「一、五二〇円」に、「一、〇一〇円」を「一、 四〇円」 |表第二号の表繊維(ニット製品及びその原材料に限る。) の項中「七九〇円」 」に、「三九〇円」を に、「五一〇円」を「五二〇円」に、「五六〇円」を「五八〇円」に、「七三 紫外可視近赤外分光光度計 (ニット製品及びその原材料を除く。)の項中「七三〇円」 「八二〇円」 「四一〇円」に、「一、五八〇円」を「一、六三〇円」に 九 一〇円 同 「九三〇円」に、 一を「七五〇 <u>—</u> 五. 一〇円 を

七四〇円

二四〇円」を「六、四二〇円」に、「六、四六〇円」を「六、六五〇円」に、「一、五七 二〇円」に、「一、四七〇円」を「一、五一〇円」に改め、同表貴金属及び宝鉱石の項 〇円」を「一、六二〇円」に、 に、「三、七四〇円」を「三、八五〇円」に、「一、四二〇円」を「一、 〇円」に、「一、二三〇円」を「一、二七〇円」に、 を「一、一一〇円」に、「七三〇円」を「七五〇円」に、「二、〇七〇円」を「二、一三 以上二四、〇七〇円」を「一九、八一〇円以上二四、七六〇円」に、「一、〇八〇円」 を「九、七二〇円」に、「一四、四四〇円」を「一四、八六〇円」に、「一九、二六〇円 円」を「八、九八〇円」に、「八、二二〇円」を「八、四五〇円」に、「九、四五〇円_ 「二、一一〇円」を「二、一七〇円」に、「二二、一五〇円」を「一二、五〇〇円」に、 五一〇円」に、「五一〇円」を「五二〇円」に、「一、八七〇円」を「一、九三〇円」に、 を「九三〇円」に、「一、七二〇円」を「一、七七〇円」に、「三、四一〇円」を「三、 学の項中「三三〇円」を「三四〇円」に、「五六〇円」を「五八〇円」に、 「二、六七〇円」に、「九〇〇円」を「九二〇円」に改め、同表素材、機械、 中「一、二四〇円」を「一、二八〇円」に、 に、「一六、九四〇円」を「一七、四三〇円」に、「PH試験」を「pH試験」に、「一、 ○円」に、「一、○一○円」を「一、○四○円」に、「二、四九○円」を「二、五七○円」 を「三、二七〇円」に、「四五〇円」を「四六〇円」に、「一、五八〇円」を「一、六三 円」を「一、九八〇円」に、「一、二四〇円」を「一、二八〇円」に、「三、一八〇円」 「三、一八〇円」を「三、二七〇円」に、「二、九九〇円」を「三、〇七〇円」に、「六 三三〇円以上七、八〇〇円」に、「六、四〇〇円」を「六、五八〇円」に、「八、七三〇 に、「一、四八〇円」を「一、五二〇円」に、「一、二四〇円」を「一、二八〇円」に、 司 一三〇円」を「一、一六〇円」に、「三六〇円」を「三七〇円」に、「九〇〇円」を「九 「六三〇円」を「六四〇円」に、「一、四八〇円」を「一、五二〇円」に、「一、九三〇 「九一〇円」を「九三〇円」に、「六三〇円」を「六四〇円」に、「二、六〇〇円」を 同 「三、三二〇円」に、「四、 「五二〇円」 四、四二〇円」を「一四、八三〇円」に、「二六、五九〇円」を「二七、三五〇円」 「三、四三〇円」を「三、五三〇円」に、「一、七四〇円」を「一、七九〇円」に、 「一五、九三〇円以上二八、六九〇円」を「一六、三九〇円以上二九、五一〇円 (熱特性試験) (応力測定試験) 八六〇円」を「三、九七〇円」に、「二、二六〇円以上三三、〇八〇円」を「二、 六六〇円_ 「三九〇円 |同|三、0四0円 |同|二、八七〇円 七〇〇円_ 三00円 「四、〇四〇円」を「四、一五〇円」に、「三、二三〇 を 兀 一〇円」に、「五六〇円」を を を 七、 四、 _ 同 七四〇円」 四二〇円」に、 「一、三六〇円」を「一、四〇〇円 (熱特性試験) |同|二、九五〇円 六一〇円」を「七、八三〇円」に、 五五〇円以上四 「五八〇円」に、 四六〇円」に、 「九一〇円_ 電子及び化

に、「三、七一〇円」を「三、八二〇円」に、「二、七八〇円」を「二、八六〇円」に、 円」に、「二、0五0円」を「二、一一0円」に、「二、二00円」を「二、二六0円」 〇七〇円」を「二、六二〇円以上四、一九〇円」に、「二、〇四〇円」 「一、五八〇円」を「一、六三〇円」に、 「二、五七〇円」を「二、六四〇円」に、 =「二、三九〇円」を「二、 「八、二三〇円」 五一〇円」を「八、 八〇〇円」を「一、八五〇円」に、 〇九〇円_ 五九〇円_ 八四〇円 を 「二、 を「八、 を 「八、 を 「四、 七五〇円」に、 三二〇円」に、 六六〇円」に、 四六〇円」に、 四六〇円」に、 九七〇円」 に、 四、 同 七、 五 四、 = = 「二、二三〇円」を「二、三〇〇円」 「二、二五〇円」を「二、 (サーベイメーターによる放射線測定) 八一〇円」を「四、 六五〇円」を「七、 七〇〇円」を「二、 八四〇円」 三五〇円」を「四、 六八〇円」を「五、 _ を ___、 (サーベイメーターによる を 「二、 九二〇円」 九五〇円」 八七〇円」 七八〇円」 八四〇円」 四八〇円」 に、 に、 にににに に、 に、

四〇〇円」 を 同 同 同 (フーリエ変換赤外分光光

一件 一スペクトル (紫外可視近赤外分光光度 (紫外可視近赤外分光光度 一、四六〇円 三、四九〇円 七、七七〇円

計による測定 度計による測定

を「一、一六〇円」に、「五、四一〇円」を「五、五七〇円」に、「一、〇九〇円」を 円」に、「九、000円」を「九、二六0円」に、「七、0三0円」を「七、二三0円」 に、「二、九五〇円」を「三、〇三〇円」に、「二、七三〇円」を「二、八〇〇円」に、 円」に、「二、二〇〇円」を「二、二六〇円」に、「四、三五〇円」を「四、四八〇円」 「二、八〇〇円」に、「五七〇円」を「五九〇円」に、「四六〇円」を「四七〇円」に改 同(その他の測定)一同」を「同(その他の測定)一一件」に、 計による追加測定(自動可変角度測定機能)) 〇五〇円 「三六〇円」を「三七〇円」に、「理化学分析(PH)」を「理化学分析(pH)」に、 「六、五四〇円以上三二、七二〇円」に改め、 「一八、七四〇円」を「一九、二七〇円」に、「六、三六〇円以上三一、八一〇円」を 「一、一二〇円」に、「七二〇円」を「七四〇円」に、「五、二三〇円」を「五、三八〇 「二、二三0円」を「二、三00円」に、「三、010円」を「三、一一0円」に、 同表木工及び塗装の項中「三、〇六〇円」を「三、一五〇円」に、「一、一三〇円」 九三〇円」を「八、一六〇円」に、「五、九二〇円」を「六、〇九〇円」に、 「九、三00円」に、「三、 000円 同表食品の項中「六三〇円」を「六四〇 同 を |三、 〇八〇円_ 「二、七三〇円」を 三六〇円」

> を「三一、四四〇円」に、「一、〇九〇円」を「一、一二〇円」に、「二、三六〇円」を 円」を「七、三〇〇円」に、「一、五一〇円」を「一、五五〇円」に、「三〇、五七〇円. に、「七、二四〇円」を「七、四五〇円」に改める。 〇円」に、「三、九一〇円以上一八、五七〇円」を「四、〇二〇円以上一九、一〇〇円_ 八三〇円」に、「六、〇〇〇円」を「六、一七〇円」に、「六、一四〇円」を「六、三一 〇円」に、「三〇、九六〇円」を「三一、八四〇円」に、「二一、二三〇円」を「二一、 「二、七六〇円」に、「三、七四〇円以上四、三五〇円」を「三、八五〇円以上四、四八 「二、三七〇円」に、「一一、九四〇円」を「一二、二九〇円」に、「二、六八〇円」を 「二、四三〇円」に、「九、八二〇円」を「一〇、一〇〇円」に、「二、三一〇円」を 〇円」を「一〇、二三〇円」に、「六、七六〇円」を 「六、九五〇円」に、 七、 〇九〇

「一、二八〇円」に、「八、八六〇円」を「九、一一〇円」に、「四、九八〇円」を「五、一 上一、一六〇円」に、「一六〇円」を「一七〇円」に、「五一〇円」を「五二〇円」に、 円」に、「二八〇円」を「二九〇円」に、「五六〇円以上一、一三〇円」を「五八〇円以 に、「同(特殊なもの) 三〇円」に、「一、八四〇円」を「一、九〇〇円」に、「四、二九〇円」を「四、 「三九〇円」を「四一〇円」に、「九六〇円」を「九九〇円」に、「一、二四〇円」を 「一、九三〇円」を「一、九八〇円」に、「一二、四九〇円」を「一二、八五〇円」に、 別表第三号の表中「六三〇円」を「六四〇円」に、「二、七三〇円」を「二、八〇〇 同 八、七八〇円

|同 (特殊なもの) 同 三六〇円

を

硬脆材料の精密切断 | 一○○平方センチメートル 一〇〇平方セン

りう。 サメートル未満の端数があるときは、これを一○○平方センチメートルとする。」 に改

円」に、「一、五〇〇円」を「一、五四〇円」に改める。 円」に、「二、九一〇円以上一三九、七七〇円」を「三、〇〇〇円以上一四三、七六〇 別表第四号の表中「一、二四〇円」を「一、二八〇円」に、「九一〇円」を「九三〇

別表第五号の表中「六三〇円」を「六四〇円」に改める。

「三、七四〇円」を「三、八五〇円」に、「一九〇円」を「二〇〇円_ 別表第六号の表中「三三〇円」を「三四〇円」に、「六三〇円」を「六四〇円」に、 に改める。

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

山梨県職業訓練に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

=

平成二十六年三月二十八日

山梨県条例第三十二号

山梨県知事 横 内 正 明

の一部を次のように改正する。 山梨県職業訓練に関する基準等を定める条例(平成二十四年山梨県条例第七十六号)山梨県職業訓練に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

「同項第四号」に改める。 第六条第七号イ中「若しくは第二号」を「から第三号まで」に、「同項第三号」を

すると認められるもの があって、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有める者に限る。)であって、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると職業能力開発総合大学校の長が認期養成課程の指導員養成訓練を修了した者にあっては、専門課程の高度職業訓練に一 高度養成課程、長期養成課程又は短期養成課程の指導員養成訓練を修了した者 (短

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令(平成二十五年厚生労働省令第2 職業能力開発促進法施行規則の部を改正さる。

山梨県農村住宅資金助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第三十三号

山梨県農村住宅資金助成条例の一部を改正する条例

うに改正する。 山梨県農村住宅資金助成条例(昭和四十二年山梨県条例第三十二号)の一部を次のよ

改める。 で、農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第十四条の四第一項」に を「農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第十四条の四第一項」に 進のための資金の貸付け等に関する特別措置法(平成七年法律第二号)第四条第一項」 第二条第一項第三号中「就農しよう」を「農業経営を営もう」に、「青年等の就農促

附則

(施行期日)

の施行の日(平成二十六年四月一日)から施行する。 改正する等の法律(平成二十五年法律第百二号。附則第三項において「法」という。) 1 この条例は、農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を

(経過措置)

- 適用し、同日前に貸し付けられた農村住宅資金については、なお従前の例による。いう。)の規定は、この条例の施行の日以後に貸し付けられる農村住宅資金について2.この条例による改正後の山梨県農村住宅資金助成条例(次項において「新条例」と
- を受けた日から起算して五年を経過する日までの間は、なお従前の例による。 めの資金の貸付け等に関する特別措置法(平成七年法律第二号)第四条第一項の認定 成条例第二条第一項第三号の規定に該当する者に対する農村住宅資金の貸付けについ 3 この条例の施行の日の前日においてこの条例による改正前の山梨県農村住宅資金助

山梨県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十八日

山梨県条例第三十四号

山梨県知事

横

内

正

明

山梨県都市公園条例の一部を改正する条例

山梨県都市公園条例(昭和三十九年山梨県条例第二十一号)の一部を次のように改正

する。

別表第一山梨県曽根丘陵公園の項を削る。 第九条第一項第一号中 |百分の百五」を |百分の百八」に改める

県釜無川スポーツ公園の庭球場、球技場及びふれあい交流センターの項を削り、 梨県御勅使公園の庭球場及び自由広場の項の次に次のように加える。 一号イの表山梨県曽根丘陵公園のバンガローの項を削り、同号ロの表山梨 同表山

しないものとする。	一月一日までの日		
三一日までの日は、休業	二 一二月二七日から翌年の	センター	
での日及び七月一日から	ある場合は、その翌日)	トパークのサービス	
四月三〇日から五月五日	一水曜日(この日が休日で	山梨県富士川クラフ	

介日と 八八月 日ま

梨県富士川クラフトパークのサービスセンター」を加える。 森林公園金川の森の乗り物広場及びサービスセンターの項中「自由広場」の下に ツ公園の球技場の項を削り、 県釜無川スポーツ公園の庭球場及びふれあい交流センターの項及び山梨県釜無川スポー 別表第二第二号イの表山梨県曽根丘陵公園のバンガローの項を削り、同号ロの表山梨 同表山梨県御勅使公園の庭球場及び自由広場並びに山梨県 一、 山

八九〇円」を「一、九四〇円」に改める。 「二八、二九〇円」に、「一、二六〇円」を「一、二九〇円」に、「一二、 〇円」に改め、同表第二号中「三六〇円」を「三七〇円」に改め、同表第三号中「一、 「一二、九六〇円」に、「九四〇円」を「九七〇円」に、「九、四五〇円_ 別表第四第一号中「二、七五〇円」を「二、八二〇円」に、「二七、 を「九、 五一〇円」を 六〇〇円」を 七二

別表第五山梨県釜無川スポーツ公園の項を削る。

〇円」に、「一二、六〇〇円」を「一二、九六〇円」に、「六、三〇〇円」を「六、四八 九一〇円」に、「八、八二〇円」を「九、〇七〇円」に、「四、 円」を「九一0円」に、「二、二00円」を「二、二六0円」に、「一、0五0円」を 〇〇〇円」を「六四、八〇〇円」に、「一、七八〇円」を「一、八三〇円」に、「八九〇 同表体育館(本館競技場)の項中「二五、二〇〇円」を「二五、 に、「二、八三〇円」を「二、九一〇円」に、「一、三六〇円」を「一、四〇〇円」に、 「三二〇円」に、「一、七八〇円」を「一、八三〇円」に、「八九〇円」を「九一〇円₋ 〇円」に、「七、〇三〇円」を「七、二三〇円」に、「三、四六〇円」を「三、 「三、九九〇円」を「四、一〇〇円」に、「一、九九〇円」を「二、〇五〇円」に改め、 「一、〇八〇円」に、「五、六七〇円」を「五、八三〇円」に、「一、八三〇円」を「二、 別表第六第一号イの表洋弓場の項中「五五〇円」を「五七〇円」に、 「三八八、 八〇〇円」 に、「八五、 四一〇円」を「四、五三 〇五〇円 九〇〇円」に、「六三、 「三一〇円」を を 「八七、 五六〇円_ 加

> 円」を「一六〇円」に改め、同号ハ中「一、四七〇円」を「一、五一〇円」に、「七三 二〇円」に、「三九〇円」を「四一〇円」に改める。 〇円」に、「四、四一〇円」を「四、五三〇円」に、「九、四五〇円」を「九、七二〇円」 七七〇円」に、「三、七八〇円」を「三、八八〇円」に、「八、八二〇円」を「九、〇七 「七、八七〇円」を「八、一〇〇円」に、 に、「七、三五〇円」を「七、五六〇円」に、「三、六七〇円」を「三、七八〇円」に、 同号口中 「二、二〇〇円」を「二、二六〇円」に、「一、〇五〇円」を「一、〇八〇円」に改め、 に、「三、九九〇円」を「四、一〇〇円」に、「一、九九〇円」を「二、〇五〇円」に、 円」に、「二、八三〇円」を「二、九一〇円」に、「一、三六〇円」を「一、四〇〇円」 及び弓道場)の項中「一、七八〇円」を「一、八三〇円」に、「八九〇円」を「九一〇 を「二、三七〇円」に、「一、〇五〇円」を「一、〇八〇円」に、「三、五七〇円」を に、「八七〇円」を「八九〇円」に、「四三〇円」を「四四〇円」に、「二、三一〇円」 育館(別館競技場)の項中「七〇〇円」を「七二〇円」に、「三四〇円」を「三五〇円」 「一九四、四〇〇円」に、「一〇五、〇〇〇円」を「一〇八、〇〇〇円」に改め、同表体 〇円」を「七五〇円」に、「二、九四〇円」を「三、〇二〇円」に、「七九〇円」を「八 七〇円」を「三八〇円」に、「一三〇円」を「一四〇円」に、「七、 〇円」に、「一、三六〇円」を「一、四〇〇円」に改め、同表体育館(柔道場、剣道場 八〇円」に、「一三六、五〇〇円」を「一四〇、 「三、六七〇円」に、「一、七八〇円」を「一、八三〇円」に、「五、〇四〇円」を「五、 一八〇円」に、「二、五二〇円」を「二、五九〇円」に、「二、八三〇円」を「二、九一 「五、二五〇円」を「五、四〇〇円」に、「三二〇円」を「三三〇円」に、「一五〇 「六、三〇〇円」を「六、四八〇円」に、「三、一五〇円」を「三、二四〇円」 「四、二〇〇円」を「四、 四〇〇円」に、「一八九、 五六〇円」を「七、 三二〇円」に、三 000円」を

改め、同表陸上競技場の項中「三七、八〇〇円」を「三八、八八〇円」に、「九四、 匹、 を「二、九一〇円」に、「八、八二〇円」を「九、〇七〇円」に、「四、 円」を「一、0八0円」に、「五、六七0円」を「五、八三0円」に、「二、八三0円_ 「六三、〇〇〇円」を「六四、八〇〇円」に、「一、七八〇円」を「一、八三〇円」に、 00円」を「一九四、四00円」に、「一0五、000円」を「一0八、000円」に 六一〇円」に、「三七八、〇〇〇円」を「三八八、八〇〇円」に、「八五、〇五〇円」を 「八七、四八〇円」に、「一三六、五〇〇円」を「一四〇、四〇〇円」に、「一八九、〇 「六、四八〇円」に、「七、〇〇〇円」を「七、二三〇円」に、 「八九〇円」を「九一〇円」に、「二、一〇〇円」を「二、一六〇円」に、「一、〇五〇 別表第六第二号イの表野球場の項中「二五、二〇〇円」を「二五、九二〇円」に、 五三〇円」に、「一二、六〇〇円」を「一二、九六〇円」に、「六、三〇〇円」を |を|九七、二〇〇円 に、「二、六二〇円」を「二、七〇〇円」に、 \equiv 五〇〇円」を「三、

円」に、「三五、七〇〇円」を「三六、七二〇円」に、「一七、八五〇円」を「一八、三 円」に、「四、九三〇円」を「五、〇七〇円」に、「二、四一〇円」を「二、四八〇円」 を「四、五三〇円」に、「二、二〇〇円」を「二、二六〇円」に、「六、三〇〇円」を 円」を「二、九一〇円」に、「一、三六〇円」を「一、四〇〇円」に、「四、四一〇円_ に、「二、二〇〇円」を「二、二六〇円」に、「一、〇五〇円」を「一、〇八〇円」に改 円」に、「三、九九〇円」を「四、一〇〇円」に、「一、九九〇円」を「二、〇五〇円」 を「八、二〇〇円」に、「一九、九五〇円」を「二〇、五二〇円」に、「五五〇円」を 競技場の項中「一、三六〇円」を「一、四〇〇円」に、「六八〇円」を「七〇〇円」に、 九四、四〇〇円」に、「一〇五、〇〇〇円」を「一〇八、〇〇〇円」に改め、同表補助 円」に、「一三六、五〇〇円」を「一四〇、四〇〇円」に、「一八九、〇〇〇円」を「一 を「一、六二〇円」に、「八、五〇〇円」を「八、七四〇円」に、 六七〇円」に、「一、七八〇円」を「一、八三〇円」に改め、同表水泳プールの項中 め、同表球技場の項中「八七〇円」を「八九〇円」に、「四三〇円」を「四四〇円」 〇円」を「三五〇円」に、「一、七八〇円」を「一、八三〇円」に、「八九〇円」を「九 〇円」を「九、七二〇円」に、「四、七二〇円」を「四、八六〇円」に、「三七〇円」を 八二〇円」を「七、〇二〇円」に、「三、三六〇円」を「三、四五〇円」に、「九、四五 六〇円」に、「一、七八〇円」を「一、八三〇円」に、「八九〇円」を「九一〇円」に、 「六、四八〇円」に、「三、一五〇円」を「三、二四〇円」に、「三、五七〇円」を「三、 「二八〇円」に、「一三〇円」を「一四〇円」に改め、同表庭球場の項中「七、九八〇円_ 「三七八、〇〇〇円」を「三八八、八〇〇円」に、「八五、〇五〇円」を「八七、四八〇 「七一、四〇〇円」を「七三、四四〇円」に、「一七八、五〇〇円」を「一八三、六〇〇 「一、〇五〇円」を「一、〇八〇円」に、「五二〇円」を「五四〇円」に、「二、八三C 「五七〇円」に、「三一〇円」を「三二〇円」に、「六九〇円」を「七一〇円」に、「三四 「四、二〇〇円」を「四、三二〇円」に、「二、一〇〇円」を「二、一六〇円」に、「六、 一〇円」に、「二、八三〇円」を「二、九一〇円」に、「一、三六〇円」を「一、四〇〇 「二五、二〇〇円」を「二五、九二〇円」に、「一二、六〇〇円」を「一二、九六〇 、六七〇円」を「五、八三〇円」に、「二、八三〇円」を「二、九一〇円」 「一五、七五〇円」を「一六、二〇〇円」に、「七、八七〇円」を「八、一〇〇円. 三二〇円」に、「一三、六五〇円」を「一四、〇四〇円」に、「六、八二〇円 〇二〇円」に、「一八、九〇〇円」を「一九、 四〇〇円」に、「二七〇円」を「二八〇円」に、「一三〇円」を「一四〇円」 七二〇円」に、「一〇、五〇〇円」を「一〇、八〇〇円」に、「五、二五〇円 を「一、二九〇円」に、 「三、二五〇円」を「三、三四〇円」に、「一、五七〇円」 四四〇円」に、「九、 四五〇円 に、 に、 を を を

「一、一八〇円」に、「二七〇円」を「二八〇円」に、「一三〇円」を「一四〇円」に、 「二、八三〇円」を「二、九一〇円」に、「一、三六〇円」を「一、四〇〇円」に、「四、 「一四〇、四〇〇円」に、「一八九、〇〇〇円」を「一九四、四〇〇円」に、「一〇五、 を「二、二六〇円」に、「一、〇五〇円」を「一、〇八〇円」に、 を「三二、四〇〇円」に、「七八、七五〇円」を「八一、〇〇〇円」に、「二、二〇〇円」 を「二、〇五〇円」に、「二、二〇〇円」を「二、二六〇円」に、「一、一五〇円」を 円」を「一、四〇〇円」に、「三、九九〇円」を「四、一〇〇円」に、「一、九九〇円_ 〇円」に、「四二〇円」を「四三〇円」に、「一、七八〇円」を「一、八三〇円」に、 〇円」に、「一三〇円」を「一四〇円」に改め、同表体育館(トレーニング室)の項中 を「三、六七〇円」に、「一、七八〇円」を「一、八三〇円」に、「二七〇円」を「二八 〇円」を「六、四八〇円」に、「三、一五〇円」を「三、二四〇円」に、「三、五七〇円 四一〇円」を「四、五三〇円」に、「二、二〇〇円」を「二、二六〇円」に、「六、三〇 四〇円」に、「一、〇五〇円」を「一、〇八〇円」に、「五二〇円」を「五四〇円」に、 同表体育館(別館競技場)の項中「八七〇円」を「八九〇円」に、「四三〇円」を「四 〇〇〇円」を「一〇八、〇〇〇円」に、「五、六七〇円」を「五、八三〇円」に改め、 八〇〇円」に、「八五、〇五〇円」を「八七、四八〇円」に、「一三六、五〇〇円」を を「二八〇円」に、「一三〇円」を「一四〇円」に、「三七八、〇〇〇円」を「三八八、 八二〇円」を「九、〇七〇円」に、「四、 に、「二、七三〇円」を「二、八〇〇円」に、「一、三六〇円」を「一、四〇〇円」に、 〇円」に、「二、二〇〇円」を「二、二六〇円」に、「一、〇五〇円」を「一、〇八〇円₋ 項中「三一、五〇〇円」を「三二、四〇〇円」に、「七八、七五〇円」を「八一、〇〇 を「二八〇円」に、「一三〇円」を「一四〇円」に改め、同表体育館 「二、八〇〇円」に、 「七一〇円」を「七三〇円」に改め、同表武道館(競技場)の項中「三一、五〇〇円 「五五〇円」を「五七〇円」に、「三一〇円」を「三二〇円」に、「六九〇円」を「七一 五、七五〇円」を「一六、二〇〇円」に、「七、八七〇円」を「八、一〇〇円」に、「八、 〇〇円」を「一二、九六〇円」に、 「八九〇円」を「九一〇円」に、「二、八三〇円」を「二、九一〇円」に、「一、三六C 一、五五〇円」を「一一、八八〇円」に、「五、七七〇円」を「五、九四〇円」に、「一 〇三〇円」を「七、二三〇円」に、「三、四六〇円」を「三、五六〇円」に、 八七〇円」を「八、一〇〇円」に、 七七〇円」 「一、三六〇円」を「一、四〇〇円」に、「七、 四六〇円」を「三、五六〇円」に、「一一、五五〇円」を「一一、 を一五、 「六、三〇〇円」を「六、 五三〇円」に、 四一〇円」を「四、五三〇円」に、「三七〇円」 九四〇円」に、 「一五、七五〇円」を「一六、 四八〇円_ 「二、七三〇円」を 0三0円」を「七、

円」に、「一、一五〇円」を「一、一八〇円」に、「五七〇円」を「五九〇円」に、「三、 中「一五、七五〇円」を「一六、二〇〇円」に、「三九、九〇〇円」を「四一、〇四〇 四〇〇円」に、「一八九、〇〇〇円」を「一九四、四〇〇円」に改め、同表球技場の項 を「一七、二八〇円」に、「八、四〇〇円」を「八、六四〇円」に、「二七〇円」を「二 八九、 「三二〇円」を「三二〇円」に、「六九〇円」を「七一〇円」に、「四二〇円」を「 四〇円」に改め、同表体育館(トレーニング室)の項中「五五〇円」を「五七〇円」に、 「三、一五O円」を「三、二四O円」に、「三、五七O円」を「三、六七O円」に、「 l 、 に、「二、二〇〇円」を「二、二六〇円」に、「六、三〇〇円」を「六、四八〇円」に、 〇円」に、「一、三六〇円」を「一、四〇〇円」に、「四、四一〇円」を「四、五三〇円. を「一、〇八〇円」に、「五二〇円」を「五四〇円」に、「一、八三〇円」を「一、九一 の項中「八七〇円」を「八九〇円」に、「四三〇円」を「四四〇円」に、「一、〇五〇円. に、「一〇五、〇〇〇円」を「一〇八、〇〇〇円」に改め、同表体育館(別館競技場) 五〇〇円」を「一四〇、四〇〇円」に、「一八九、〇〇〇円」を「一九四、四〇〇円」 円」を「三八八、八〇〇円」に、「八五、〇五〇円」を「八七、四八〇円」に、「一三六、 に、「三七〇円」を「三八〇円」に、「一三〇円」を「一四〇円」に、「三七八、〇〇〇 〇円」に、「八、八二〇円」を「九、〇七〇円」に、「四、四一〇円」を「四、五三〇円<u>-</u> 〇円」に、「一五、七五〇円」を「一六、二〇〇円」に、「七、八七〇円」を「八、一〇 〇円」に、「一一、五五〇円」を「一一、八八〇円」に、「五、 四〇〇円」に、「七、〇三〇円」を「七、二三〇円」に、「三、 「一、〇八〇円」に、「二、七三〇円」を「二、八〇〇円」に、「一、三六〇円」を「一、 「八一、000円」に、「二、二00円」を「二、二六0円」に、「一、0五0円」を 館競技場)の項中「三一、五〇〇円」を「三二、四〇〇円」に、「七八、七五〇円」を を「八、二〇〇円」に、「三、九九〇円」を「四、一〇〇円」に改め、同表体育館 ○円」を「五、七二〇円」に、「二、七三〇円」を「二、八○○円」に、「七、九八〇円」 五七〇円」を「三、六七〇円」に、「一、七八〇円」を「一、八三〇円」に、「五、五六 円」に、「八五、〇五〇円」を「八七、四八〇円」に、「一三六、五〇〇円」を「一四〇、 八〇円」に、「一三〇円」を「一四〇円」に、「三七八、〇〇〇円」を「三八八、八〇〇 を「一一、八八〇円」に、「五、七七〇円」を「五、 円」を「七、七七〇円」に、「三、七八〇円」を「三、八八〇円」に、「一一、五五〇円 一〇円」を「二、三七〇円」に、「一、一五〇円」を「一、一八〇円」に、「七、五六〇 〇円」を「三四、五六〇円」に、「八四、〇〇〇円」を「八六、四〇〇円」に、「二、三 七八〇円」を「一、八三〇円」に、「二七〇円」を「二八〇円」に、「一三〇円」を「一 | に、「一、七八〇円」を「一、八三〇円」に、「八九〇円」を「九一〇円」に、 000円 を「一九四、 四〇〇円」 一に改め、同表陸上競技場の項中「三三、 九四〇円」に、「一六、八〇〇円」 七七〇円」を「五、九四 四六〇円」を「三、五六

を「六、四八〇円」に、「三七八、〇〇〇円」を「三八八、八〇〇円」に、「八五、〇五 を「四、五三〇円」に、「一二、六〇〇円」を「一二、九六〇円」に、「六、三〇〇円」 円」を「二、九一〇円」に、「八、八二〇円」を「九、O七〇円」に、「四、四一〇円₋ に、「一四、七〇〇円」を「一五、一二〇円」に改め、同号ハ中「三九〇円」を「四一 〇円」に、「二二、五〇〇円」を「二三、一四〇円」に、「四五〇円」を「四六〇円」に、 を「七七〇円」に、「三〇、〇〇〇円」を「三〇、八六〇円」に、「五〇〇円」を「五一 五〇円」を「三、八六〇円」に、「一、〇〇〇円」を「一、〇三〇円」に、「七五〇円」 「二〇〇円」に、「一四一、三〇〇円」を「一四五、三四〇円」に改め、同号ロ中「一一、 〇円」を「二、五五〇円」に、「一、二四〇円」を「一、二八〇円」に、「一九〇円」を 七一〇円」を「四、八四〇円」に、「二、三五〇円」を「二、四一〇円」に、「二、四八 に、「二、〇六〇円」を「二、一二〇円」に、「一、〇三〇円」を「一、〇六〇円」に、 に、「二三、五五〇円」を「二四、二二〇円」に、「六三〇円」を「六四〇円」に、「三 「一六〇円」に改め、同表クライミング場の項中「九、四二〇円」を「九、六九〇円」 同表武道館(トレーニング室)の項中「三一〇円」を「三二〇円」に、「一五〇円」を 三〇〇円」を「六、四八〇円」に、「三、一五〇円」を「三、二四〇円」に、「三、五七 に、「二、八三〇円」を「二、九一〇円」に、「一、三六〇円」を「一、四〇〇円」に、 を「四四〇円」に、「一、〇五〇円」を「一、〇八〇円」に、「五二〇円」を「五四〇円」 第二武道場、弓道場及び相撲場)の項中「八七〇円」を「八九〇円」に、「四三〇円」 に、「一〇五、〇〇〇円」を「一〇八、〇〇〇円」に改め、同表武道館(第一武道場、 五〇〇円」を「一四〇、四〇〇円」に、「一八九、〇〇〇円」を「一九四、四〇〇円 円」を「三八八、八〇〇円」に、「八五、〇五〇円」を「八七、四八〇円」に、「一三六、 〇円」に、「七九〇円」を「八二〇円」に、「四八〇円」を「四九〇円」に改める。 「一三、五〇〇円」を「一三、八八〇円」に、「二九、四〇〇円」を「三〇、二四〇円」 二五〇円」を「一一、五七〇円」に、「七、五〇〇円」を「七、七二〇円」に、「三、七 「三、二七〇円」を「三、三六〇円」に、「一、六三〇円」を「一、六八〇円」に、 〇円」を「三、六七〇円」に、「一、七八〇円」を「一、八三〇円」に、「八四〇円」を 「六三、〇〇〇円」を「六四、八〇〇円」に、「一、七八〇円」を「一、八三〇円」に、 一〇円」を「三二〇円」に、「七七〇円」を「七九〇円」に、「三八〇円」を「三九〇円」 「四、四一〇円」を「四、五三〇円」に、「二、二〇〇円」を「二、二六〇円」に、 「八九〇円」を「九一〇円」に、「五、六七〇円」を「五、八三〇円」に、「二、八三〇 「八六〇円」に、「二七〇円」を「二八〇円」に、「一三〇円」を「一四〇円」に改め、 別表第六第三号イの表野球場の項中「二五、二〇〇円」を「二五、九二〇円」に、 「二七〇円」を「二八〇円」に、「一三〇円」を「一四〇円」に、「三七八、〇〇〇 四八〇円」 「一三六、五〇〇円」 を「一四〇、四〇〇円」に、 四 六、

別表第六第五号を削る。

ポロカヌー 一式一時間 二三〇円 に、

|__|| に、「三四〇円」を「三五〇円」に、「九五〇

別表第六第十二号中「一、八九〇円」を「一、九四〇円」に、「一三、五〇〇円」を「三〇、五七〇円」に、「一〇、〇〇〇円」を「三一、四〇〇円」に、「一〇、〇〇〇円」を「三一、四〇〇円」に、「一〇、〇〇〇円」を「一〇、二九〇円」に、「六、一九〇円」を「六、三七〇円」に、「一五、七五〇円」を「一一、二〇〇円」に、「六、一九〇円」を「六、三七〇円」に、「六、十〇〇円」を「一〇、二九〇円」に、「六、七〇〇円」を「六、三七〇円」に、「一〇〇〇円」を「一〇、二九〇円」に、「六、七〇〇円」を「六、三七〇円」に、「八〇〇円」を「二〇〇円」に、「二〇、〇〇〇円」を「三〇〇円」に、「一三、五〇〇円」を「三〇〇円」に、「一三、五〇〇円」を「二〇〇円」に、「一三、五〇〇円」を「三〇〇円」に、「一三、五〇〇円」を「三〇〇円」に、「一三、五〇〇円」を「三〇〇円」に、「一三、五〇〇円」を「六、九〇〇円」に、「一三、五〇〇円」を「六、九〇〇円」に、「一三、五〇〇円」を「六、九〇〇円」に、「八〇〇円」に、「一三、五〇〇円」を「六、九〇〇円」に、「一三、五〇〇〇円」を「二〇〇円」に、「一三、五〇〇〇円」を「六、九〇〇円」に、「一三、五〇〇〇円」を「六、九〇〇円」に、「一三、五〇〇〇円」に、「一三、五〇〇〇円」を「六、九〇〇〇円」に、「一三、五〇〇〇円」を「一〇〇〇円」に、「一三、五〇〇〇円」に、「一三、五〇〇〇円」を「一〇〇〇〇円」に、「一三、五〇〇〇円」を「一〇〇〇〇円」に、「一三、五〇〇〇円」を「一〇〇〇〇円」に、「一〇〇〇円」に、「一三、五〇〇〇円」を「一〇〇〇〇〇円」に、「一三、五〇〇〇〇〇円」を「一〇〇〇〇〇円」に、「一〇〇〇〇〇〇〇〇〇回」に、「一〇〇〇〇〇〇回」に、「一〇〇〇〇円」に、「一〇〇〇〇円」に、「一〇〇〇〇〇円」に、「一〇〇〇〇〇円」に、「一〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇回」に、「一〇〇〇〇〇回」に、「一〇〇〇〇〇回」に、「一〇〇〇〇回」に、「一〇〇〇〇回」に、「一〇〇〇〇回」に、「一〇〇〇〇回」に、「一〇〇〇〇回」に、「一〇〇〇〇回」に、「一〇〇〇回」に、「一〇〇〇回」に、「一〇〇〇回」に、「一〇〇〇回」に、「一〇〇〇回」に、「一〇〇〇回」に、「一〇〇〇回」に、「一〇〇〇回」に、「一〇〇〇回」に、「一〇〇回」に、「一〇〇回」に、「一〇〇回」に、「一〇〇回」に、「一〇〇回」に、「一〇〇回」に、「一、七〇回」に、「一〇〇回」に、「一〇〇回」に、「一〇回」に、「一、七〇回」に、「一〇〇回」に、「一〇回」に、「一〇〇回」に、「一〇〇回」に、「一〇回」に、「一〇〇回」に、「一〇〇回」に、「一〇〇回」に、「一〇〇回」に、「一〇〇回」に、「一〇回」に、「一〇回」に、「一〇〇回」に、「一〇〇回」に、「一〇回」に、「一〇回」に、「一〇〇回」に、「一〇〇回」に、「一〇回」に、「一〇〇回」に、「一〇〇回」に、「一〇〇回」に、「一〇〇回」に、「一〇〇回」に、「一〇〇回」に、「一〇〇回」に、「一〇〇回」に、「一〇〇回」に、「一回」に、「一〇回」に、「一〇回」に、「一〇回」に、「一〇回」に、「一〇回」に、「一〇回」に、「一〇回」に、「一〇回」に、「一回」に、「回」に、「一回」に、「「一回」に、「

附訓

「一三、八八〇円」に改め、同号を同表第十一号とする。

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

平成二十六年三月二十八日山梨県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第三十五号

を次のように改正する。 山梨県公営企業の設置等に関する条例(昭和四十一年山梨県条例第四十二号)の一部 山梨県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

第十二条を削り、第十三条を第十二条とし、第十四条から第十六条までを一条ずつ繰

六九四円」に、「八五〇円」を「八七四円」に改める。 「二、七七四円」に、「一、三五〇円」を「一、三九三円」に、「一、六五〇円」を「一、 円」を「六四八円」に、「二、二〇五円」を「二、二六八円」に、「六、八二五円」を に、「三一五円」を「三二四円」に、「一、二六〇円」を「一、二九六円」に、「六三〇 「七、O二O円」に、「一一、五五O円」を「一一、八八O円」に、「二、七OO円」を 別表第二中「一六、七五〇円」を「一七、二〇〇円」に、「五二五円」を「五四〇円」

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

する。 山梨県教育委員会の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布

平成二十六年三月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第三十六号

の一部を次のように改正する。 山梨県教育委員会の事務処理の特例に関する条例(平成十一年山梨県条例第四十九号) 山梨県教育委員会の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

める。 第二条の表四の項中「富士河口湖町」を 「山中湖村 富士河口湖町 小菅村_ に改

附 則

(施行期日)

 この条例は、 平成二十六年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際この条例による改正後の山梨県教育委員会の事務処理の特例に 三十一年山梨県条例第二十九号)及び同条例の施行のための教育委員会規則(以下こ で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に条例等の規定により教育委 関する条例第二条の表四の項の上欄に掲げる事務に係る山梨県文化財保護条例(昭和 の項において「条例等」という。)の規定により教育委員会がした処分その他の行為

> 村の教育委員会に対してなされた申請その他の行為とみなす。 る条例等の適用については、当該村の教育委員会のした処分その他の行為並びに当該 の教育委員会が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後におけ 員会に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては山中湖村又は小菅村

山梨県立学校授業料、 入学料及び入学審査料条例の一部を改正する条例をここに公布

平成二十六年三月二十八日

する。

横 内 正 明

山梨県条例第三十七号

の一部を次のように改正する。 山梨県立学校授業料、入学料及び入学審査料条例(昭和二十六年山梨県条例第十五号) 山梨県立学校授業料、入学料及び入学審査料条例の一部を改正する条例

第四項を同条第二項とし、同条第五項ただし書を次のように改める。 料及び県立特別支援学校の授業料」を「授業料」に改め、同項を同条第一項とし、同条 第二条第一項及び第二項を削り、同条第三項中「第一項各号に該当する者に係る授業

年法律第百七十八号)に規定する休日(以下この項において「日曜日等」という。) に当たるときは、その日後において、その日に最も近い日曜日等でない日を納期限と ただし、その日が日曜日若しくは土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和二十三

第二条第五項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 高等学校(全日制の課程に限る。)に在学する者(高等学校等就学支援金の支給に ら六月までの各月分の授業料は、その年度の七月二十日を納期限とする。 及び前項本文の規定にかかわらず、当該者の当該申請をした日の属する年度の四月か 四条の認定の申請(次項において「認定申請」という。)をしたときは、第二項本文 ら起算して二十四日を超えない範囲内において教育委員会の指定する日までに同法第 おいて「受給権者」という。)を除く。)が当該高等学校に在学する年度の四月一日か 関する法律(平成二十二年法律第十八号)第五条第一項に規定する受給権者(次項に

び当該申込みを行う時に受給権者である者にあつては、 に)」を加え、同項を同条第五項とする。 第二条第六項中「同時に」の下に「(当該申込みを行う時までに認定申請をした者及 教育委員会の指定する日まで

施行期日)

1

この条例は、 平成二十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

Ш

いる者に係る授業料の徴収については、なお従前の例による。規定は、この条例の施行の日以後に入学する者について適用し、同日前から在学して2.この条例による改正後の山梨県立学校授業料、入学料及び入学審査料条例第二条の

(専門学校山梨県立農業大学校授業料及び入学検定料条例の一部改正)

五十二号)の一部を次のように改正する。 専門学校山梨県立農業大学校授業料及び入学検定料条例(平成十九年山梨県条例第

第二条第一項中「第二条第三項」を「第二条第一項」に改める。

a。 山梨県立宝石美術専門学校設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布す

平成二十六年三月二十八日

山梨県知事 横 内 正

明

山梨県条例第三十八号

部を次のように改正する。 山梨県立宝石美術専門学校設置及び管理条例(昭和五十五年山梨県条例第十八号)の山梨県立宝石美術専門学校設置及び管理条例の一部を改正する条例

第四条中「二年」を「三年」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

(適用区分)

る。し、同日前から同校に在学している者に係る修業年限については、なお従前の例によし、同日前から同校に在学している者に係る修業年限については、なお従前の例による、この条例の施行の日以後に山梨県立宝石美術専門学校設置及び管理条例第四条の規定2.この条例による改正後の山梨県立宝石美術専門学校設置及び管理条例第四条の規定

山梨県社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十八日

山梨県知事

横

内

正

明

山梨県条例第三十九号

山梨県社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例

のように改正する。 山梨県社会教育委員に関する条例(昭和二十四年山梨県条例第五十四号)の一部を次

に」を「、」に、「おく」を「置く」に改める。(第一条中「第十五条第一項」に、「県第一条中「第十五条」を「(昭和二十四年法律第二百七号)第十五条第一項」に、「県

第三条を第四条とする。第四条中「を除く外」を「のほか」に改め、「これを」を削り、同条を第五条とする。

条を加える。 第二条中「十五名」を「、十五人」に改め、同条を第三条とし、第一条の次に次の一

(委嘱の基準)

動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱する。第二条 社会教育委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活

作則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

平成二十六年三月二十八日山梨県留置施設視察委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

山梨県知事 横 内 正

明

山梨県条例第四十号

山梨県留置施設視察委員会条例の一部を改正する条例

…;。。 山梨県留置施設視察委員会条例(平成十九年山梨県条例第四号)の一部を次のように

改正する。

第一条中「第二十一条第六項」を「第二十一条第四項」に改める。

は、前任者の残任期間とする。
2 委員の任期は、一年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期第二条第一項中「委員会の委員」を「委員」に改め、同条第二項を次のように改める。

附則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

| 置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。| 山梨県立県民文化ホール設置及び管理条例及び山梨県立男女共同参画推進センター設

平成二十六年三月二十八日

山梨県条例第四十一号

山梨県立県民文化ホール設置及び管理条例及び山梨県立男女共同参画推進センタ

山梨県知事

横

内

正

明

ー設置及び管理条例の一部を改正する条例

、山梨県立県民文化ホール設置及び管理条例の一部改正

山	円円										第 の 一 条
梨 県		川 表 第 一 次 中								台)	
公 報	二四八、二八八、二十八、二十八、二十八、二十八、二十八、二十八、二十二十二十二十二十					中				_	次のよう 果県立胆
号 外 第十八号	六 九 四 〇円 円)	(一0、七一0円)	(一、二六〇円)	(一、二六〇円)	(一、七八〇円)	(八、一九〇円)	(一、五七〇円	(三、二五〇円)	(二四、六七〇円)	(三四、七五〇円)	の一部を次のように改正する。
	\neg	- 円円	円 円	円円	円 円	<u></u> 円	円 円	円 円	円円	<u> </u>	屋及び管
平成二十六年三月二十八日	(三五、七四〇円)	(一九、五三〇円)	(一、八九〇円)	(一、八九〇円)	(三、二五〇円)	(一五、六00円)	(三、二五〇円)	(六、九三〇円)	(三九、〇八〇円)	(一〇二、二七〇円)	
日	(一〇五、一九〇円	一九、四五三〇	(二、五二〇 五二〇	(二、 五二〇	(三、八五〇	一五、二七〇	(三、五七)	(七、五六〇	(四一、六八〇	(1:11、1七0	(昭和五十七年山梨県条例第二号)
				円 円	円 円	円円	円 円	円 円	円 円	円 円	円円
		二、五、 四、	一〇五、一九〇円	(五一、一三〇円)	(四、九三〇円)	(四、九三〇円)	(八、一九〇円) 六、九三〇円	(四一、六八〇円)	六、九三〇円)	(一六、三八〇円)	(九〇、九三〇円)
	(一一 九七、 五五、 九二、 五五、 五五、 五五、 五五、 五五、 五五、 五五、 五五、 五五、 五							を		l	
	八二 五 五 〇円円	五、七、七四〇円) 一五十〇円)	八六〇円	九、〇七〇円	(一、二九〇円)	(一、二九〇円)	(一、八三〇円)	七、一二〇円	1、四00円	(三、三四〇円)	(三五、三八〇円)
				<u></u> 円 円	<u>円</u> 円	<u>円</u> 円	<u></u> 円 円	<u></u> 円 円	<u></u> 円 円	<u></u> 円 円	<u>円</u> 円 ———
111七				(二0、0八0円	(一、九四O円	(一、九四O円	(三、八〇〇円	(一五、五五O円 一二、九六O円	(三、三四〇円	(七、一二〇円	(三九、九一O円 二五、三八O円

	_	-					-		-	
(一、二九〇円	(九七〇円)		(三、二五〇円)	円 円	一〇、〇八〇	(一〇、〇八〇円) (一〇、〇八〇円)		(五、四六〇円)	別表第二中	딘
○一、八三○円 一、八三○円	(一、一八〇円)		(五、五六〇円)	円円	一、八九〇	(一、九九〇円)		(一、〇五〇円)		
八、四二〇円	(五、六一〇円)	<i>E</i>	(二七、七二0円)	円円	(四、二〇〇 九三〇	(四、三〇〇円)		(一、九九〇円)		
○一、八三〇円 一、八三〇円	(一、〇八〇円)		(五、四六〇円)	円円	(二六、四六〇	(二九、五三〇円) 一六、三八〇円		(一六、三八〇円		
(四、四二〇円	一、八三〇円		(一0、七一0円)	円円	六八、一四〇	五六、八〇〇円		一九、五三〇円	_	
(二0、0八0円	(一六、八四〇円)		(五九、三二〇円)	円 円			五九〇円	0八0円) (五二、		
				Į Ę						
五八、四二〇円	10、0八0円		一三八、八一〇円	9円			五、〇七〇円)	五九〇円)(五、	(二、五九	
(一五、三三)	(1二、六00円)	九三〇円)	六、五、5				五、〇七〇円)	五九〇円		
一、三六〇	(一、二六〇円)	(九四〇円)	+ 1.				八、四二〇円	九九〇円)(八、	(三、九九	
一、三六〇 一、五七〇	一、一五〇円	(九四〇円)	(1) L		に、「6」を「5」に改める。		一、八七〇円)	七九〇円) (四二、	(一八、七九	~
(11, 4110	(一、九九〇円)	一	(1,1)				八、四二〇円)	1三0円 (八、	(III', 4:4) III', 1:11	

山梨県公報号外

第十八号

平成二十六年三月二十八日

梨
県
公
報
号
外
第十八号
十八
号
平成
_
十六
-六年
三月
+
八日
Н

Ш

(一六、二〇〇円

七一〇円

(三五、一〇〇円)

 $\widehat{}$

六二〇円 四〇〇円

 $\widehat{\Xi}$

. 三四〇円)

八〇〇円

 $\widehat{}$

 $\widehat{\Xi}$

. 三四〇円

六二0円

(二、七〇〇円 二、三七〇円

 $\widehat{\Xi}$

四、

七二〇円)

(一一、九六〇円	(七、一二〇円)	(三四、一二〇円)	円円
(一、二九〇円	(九七〇円)	(三、二五〇円)	円円

		(五 四	(11七)	(八三)
 (五、大四○円) (五、、三○○円) (五、、三○○円) (五、、三○○円) (五、、六四○円) (五、六四○円) 	(二、三七〇円)	三二0円	二一〇円)	〇五〇円)
	(五、六一〇円)四、六四〇円	九、〇七〇円	五一、三〇〇円	(一七一、三九〇円)

に改める。

五一〇円

三六〇円

四二〇円

<u>三</u>八、 =

> 円」を「二、八00円」に、「四、二00円」を「四、三二0円」に、「一四0円」を 円」を「一四、二五〇円」に、「九、四二〇円」を「九、六九〇円」に、「二、七三〇 円」を「七、一二〇円」に、「一、三六〇円」を「一、四〇〇円」に、「一三、八六〇 「一五〇円」に、「六八〇円」を「七〇〇円」に改める。 別表第三第一号の表中「一一、三六〇円」を「一一、六八〇円」に、「六、 九三〇

四〇〇円」に、「一、一三〇円」を「一、一六〇円」に、「二九〇円」を「三〇〇円 三一、七三〇円」を「二、八〇〇円」に、「二、〇四〇円」を「二、一〇〇円」に、 に、「五、五六〇円」を「五、七二〇円」に、「四、二〇〇円」を「四、三二〇円」に、 「一四〇円」を「一五〇円」に、「三三〇円」を「三四〇円」に改める。 -一、五八〇円」を「一、六三〇円」に、「三、四一〇円」を「三、五一〇円」に、 別表第三第二号の表中「四五〇円」を「四六〇円」に、「一、三六〇円」を「一、

を「一、四〇〇円」に、「六八〇円」を「七〇〇円」に、「七九〇円」を「八二〇円」 に、「二、〇四〇円」を「二、一〇〇円」に、「二、七三〇円」を「二、八〇〇円」に 別表第三第三号の表中「四、二〇〇円」を「四、三二〇円」に、「一、三六〇円」

を「二、一〇〇円」に、「一、五八〇円」を「一、六三〇円」に、「一、三六〇円」を 「一、四〇〇円」に、「六八〇円」を「七〇〇円」に改める。 別表第三第四号の表中「六、九三〇円」を「七、一二〇円」に、「二、〇四〇円」

に改める。 別表第三第五号の表中「一四〇円」を「一五〇円」に、「三三〇円」を「三四〇円」

を「二、八〇〇円」に、「一、三六〇円」を「一、四〇〇円」に、「九一〇円」を「九 円」を「八、四一〇円」に、「五、五六〇円」を「五、七二〇円」に、「二、七三〇円_ 別表第三第六号の表中「一三、八六〇円」を「一四、二五〇円」に、「八、一七〇

、山梨県立男女共同参画推進センター設置及び管理条例の一部改正

例第十一号)の一部を次のように改正する。 山梨県立男女共同参画推進センター設置及び管理条例(昭和五十八年山梨県条

を「二、二五0円」に、「二、九二0円」を「三、0一0円」に、「七、三00円」を 〇円」に、「七二〇円」を「七四〇円」に、「一、八〇〇円」を「一、八六〇円」に、 「一、七二〇円」に、「四、二〇〇円」を「四、三〇〇円」に、「五四〇円」を「五六 「七、五一〇円」に、「一、二六〇円」を「一、二九〇円」に、「一、六八〇円」を 「四、四九〇円」に、「一〇、九〇〇円」を「一一、二一〇円」に、「二、一九〇円₋ 別表第一号の表中「三、二七〇円」を「三、三六〇円」に、「四、三六〇円」を 」を「一、〇五〇円」に、 「一、三六〇円」を「一、 四〇〇円」に、

円」に、「三、九二〇円」を「四、〇三〇円」に、「九、八〇〇円」を「一〇、〇七〇 円」に改める。 〇円」に、「二、六六〇円」を「二、七五〇円」に、「二、九四〇円」を「三、〇二〇 六〇円」に、「三、八四〇円」を「三、九五〇円」に、「一、〇八〇円」を「一、一一 六三〇円」に、「四、九七〇円」を「五、一二〇円」に、「一、一三〇円」を「一、一 を「八二〇円」に、「一、八一〇円」を「一、八六〇円」に、「一、五八〇円」を「一、 四〇〇円 」を「三、五○○円」に、「五一○円」を 「五二〇円」に、「七九〇円」

円」に、「七七〇円」を「七九〇円」に、「一、八九〇円」を「一、九五〇円」に改め を「九二〇円」に、「二、一八〇円」を「二、二三〇円」に、「五六〇円」を「五八〇 「一、三一〇円」を「一、三五〇円」に、「一、四八〇円」を「一、五二〇円」に、 〇円」に、「七五〇円」を「七七〇円」に、「一、七三〇円」を「一、七七〇円」に、 「四、一〇〇円」を「四、二二〇円」に、「六四〇円」を「六五〇円」に、「九〇〇円」 「一、七二〇円」に、「四、二〇〇円」を「四、三〇〇円」に、「四九〇円」を「五〇 別表第二号の表中「一、二六〇円」を「一、二九〇円」に、「一、六八〇円」を

を「七、二〇〇円」に改める。 円」を「二、一六0円」に、「二、八00円」を「二、八八0円」に、「七、000円」 〇円」を「三、O二〇円」に、「一、三六〇円」を「一、四〇〇円」に、「二、一〇〇 「二、六六〇円」を「二、七五〇円」に、「一、四八〇円」を「一、五二〇円」に、 円」に、「七九〇円」を「八二〇円」に、「一、〇八〇円」を「一、一一〇円」に、 〇円」に、「一、〇四〇円」を「一、〇八〇円」に、「二、六〇〇円」を「二、七〇〇 「三、六二〇円」に、「八、八〇〇円」を「九、〇六〇円」に、「七八〇円」を「八*一* 「九一〇円」を「九三〇円」に、「一、一三〇円」を「一、一六〇円」に、「二、九五 「一、七〇〇円」を「一、七四〇円」に、「四、六六〇円」を「四、七八〇円」に、 別表第三号の表中「二、六四〇円」を「二、七二〇円」に、「三、五二〇円」を

この条例は、 平成二十六年四月一日から施行する。

る条例をここに公布する 山梨県立リニア見学センター設置及び管理条例の一部を改正する条例の一部を改正す

平成二十六年三月二十八日

山梨県条例第四十二号

山梨県立リニア見学センター設置及び管理条例の一部を改正する条例の一部を改

山梨県知事

内

正

明

正する条例

山梨県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。 山梨県立リニア見学センター設置及び管理条例の一部を改正する条例 (平成二十五年

「三三〇円」に、「三〇〇円」を「三一〇円」に、「一六〇円」を「一七〇円_ 附則の次に別表を加える改正規定中「四〇〇円」を「四二〇円」に、「三二〇円」を

この条例は、 平成二十六年四月一日から施行する。

する。 山梨県行政財産使用料条例及び山梨県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布

平成二十六年三月二十八日

山梨県知事 内 正 明

山梨県条例第四十三号

《山梨県行政財産使用料条例の一部改正】 山梨県行政財産使用料条例及び山梨県手数料条例の一部を改正する条例

ように改正する。 山梨県行政財産使用料条例(昭和三十九年山梨県条例第十五号)の一部を次の

第二条中「百分の五」を「百分の八」に改める。

を「二、一00円」に、「二、七二0円」を「二、八00円」に、「八、一六0円」を を「五、八四〇円」に、「一七、〇四〇円」を「一七、五二〇円」に、「二、〇四〇円」 「一、五六〇円」に、「四、五六〇円」を「四、六八〇円」に改める。 「八、四〇〇円」に、「一、一四〇円」を「一、一七〇円」に、「一、五二〇円」を 別表第二第二号の表中「一円六〇銭」を「一円七〇銭」に改める。 別表第二第一号の表中「四、二六〇円」を「四、三八〇円」に、「五、六八〇円」

(山梨県手数料条例の一部改正)

第二条 山梨県手数料条例(平成十二年山梨県条例第三号)の一部を次のように改正す

同表十の項の次に次のように加える。 条の十八第一項」を「第十八条の十八第三項」に改め、同項を同表十の三の項とし、 政令第七十四号)」を削り、同項を同表十の四の項とし、同表十の二の項中「第十八 別表第一の十の四の項を同表十の五の項とし、 同表十の三の項中 「(昭和二十三年

年政令第七十四号)第二十一条の規定 児童福祉法施行令(昭和二十三 保育士試験全 部免除申請手 二千四百日

の申請に対する審査の申請に対する審査の申請に対する審査の申請に対する審査の申請に対する審査の申請に対する審査の申請に対する審査の申請に対する審査の申請に対する審査の申請に対する審査の申請に対する審査

別表第二の八十八の項を次のように改める。別表第一の三十六の項中「養ほう振興法」を「養蜂振興法」に改める。

八十八 削除

験及び実技試験の全部の免除の申請に対する審査」を加える。
助表第三の一の項中「実施」の下に「並びに同表十の二の項の保育士試験の筆記試の項中「百分の百五」を「百分の百八」に、「百五十円」を「二百四十円」に改める。の項中「百分の百五」を「百分の百八」に、「百五十円」を「二百四十円」に改める。別表第二の九十の項中「百分の百五」を「百分の百八」に、「百五十円」を「二百四十円」同表百八十の項中「百分の百五」を「百分の百八」に、「百五十円」を「二百四十円」

所則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

o。 山梨県立愛宕山こどもの国設置及び管理条例等の一部を改正する条例をここに公布す

平成二十六年三月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第四十四号

(山梨県立愛宕山こどもの国設置及び管理条例の一部改正) 山梨県立愛宕山こどもの国設置及び管理条例等の一部を改正する条例

号)の一部を次のように改正する。 第一条 山梨県立愛宕山こどもの国設置及び管理条例(昭和四十六年山梨県条例第十二

を「三二〇円」に改める。 別表第二中「七五円」を「八〇円」に、「三一〇円」に、「一五〇円」を「一六〇円」に、「三一〇円」

(山梨県立精神保健福祉センター設置及び管理条例の一部改正)

十四号)の一部を次のように改正する。 第二条 山梨県立精神保健福祉センター設置及び管理条例(昭和四十六年山梨県条例第

る。 別表中 「一、二六〇円」を「一、二九〇円」に、「三七〇円」を「三八〇円」に改

(山梨県立あけぼの医療福祉センター設置及び管理条例の一部改正)

第三号)の一部を次のように改正する。 第三条 山梨県立あけぼの医療福祉センター設置及び管理条例(昭和五十年山梨県条例

円」に改める。
「三、五七〇円」を「三、六七〇円」に、「四、九三〇円」を「五、〇七〇八〇円」に、「三、五七〇円」を「三、六七〇円」に、「一、八九〇円」を「一、九四八〇円」に、「三、六七〇円」を「三、七第五条第四項の表中「一・〇五」を「一・〇八」に、「三、六七〇円」を「三、七

(山梨県動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正)

の一部を次のように改正する。 第四条 山梨県動物の愛護及び管理に関する条例(平成十四年山梨県条例第四十一号)

第二十六条中「三千六十円」を「三千百五十円」に改める。

(山梨県立こころの発達総合支援センター設置及び管理条例の一部改正

第五条 山梨県立こころの発達総合支援センター設置及び管理条例(平成二十三年山梨

県条例第二号)の一部を次のように改正する。

六七〇円」に、「四、九三〇円」を「五、〇七〇円」に改める。第六条の表中「一、二六〇円」を「一、二九〇円」に、「三、五七〇円」を「三、

阼 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

平成二十六年三月二十八日山梨県森林総合研究所手数料条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第四十五号

山梨県森林総合研究所手数料条例等の一部を改正する条例

を次のように改正する。 第一条 山梨県森林総合研究所手数料条例(昭和四十三年山梨県条例第十三号)の一部(山梨県森林総合研究所手数料条例の一部改正)

「八六〇円」に改め、同表土壌の項中「三一〇円」を「三二〇円」に改める。 別表林業用種子の項中「一、〇五〇円」を「一、〇八〇円」に、「八四〇円」を

山梨県立武田の杜保健休養林設置及び管理条例の一部改正

Ш

号)の一部を次のように改正する。 第二条 山梨県立武田の杜保健休養林設置及び管理条例(昭和五十四年山梨県条例第二

〇円」を「七五〇円」に、「八五〇円」を「八七〇円」に改める。 別表第二中「四二〇円」を「四三〇円」に、「六〇〇円」を「六二〇円」に、「七三

(山梨県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行条例の一部改正)

条例第十七号)の一部を次のように改正する。 第三条 山梨県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行条例(平成十二年山梨県

別表第一の三の項中「二千八百円」を「二千九百円」に改める。

附即

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

a。 山梨県立職業能力開発校設置及び管理条例等の一部を改正する条例をここに公布す

平成二十六年三月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第四十六号

山梨県立職業能力開発校設置及び管理条例等の一部を改正する条例

(山梨県立職業能力開発校設置及び管理条例の一部改正)

の一部を次のように改正する。 第一条 山梨県立職業能力開発校設置及び管理条例(昭和四十七年山梨県条例第七号)

別表第二中「三六〇円」を「三七〇円」に、「一五〇円」を「一六〇円」に改める。〇〇円」に、「四、二〇〇円」を「四、三〇〇円」に改める。 別表第一中「七、三〇〇円」を「七、五〇〇円」に、「三、一〇〇円」を「三、二

の一部を次のように改正する。 第二条 山梨県ジュエリーマスター認定試験手数料条例(平成元年山梨県条例第八号)

〇〇〇円」に改める。第二条の表中「二、九〇〇円」を「三、〇〇〇円」に、「五、八〇〇円」を「六、

(山梨県立産業展示交流館設置及び管理条例の一部改正)

一部を次のように改正する。 第三条 山梨県立産業展示交流館設置及び管理条例(平成六年山梨県条例第十七号)の

六二〇円」を「四、七五〇円」に改める。〇円」を「五一、八四〇円」に、「二五、二〇〇円」を「二五、九二〇円」に、「四、別表第一第一号の表中「七五、六〇〇円」を「七七、七六〇円」に、「五〇、四〇

別表第二中「一六〇円」を「一七〇円」に、「一、九九〇円」を「二、〇五〇円」に、「二、一〇〇円」に、「三、一五〇円」を「三、二四〇円」に、「二、六二〇円」を「二、七〇〇円」に、「二、一五〇円」を「三一〇円」に、「一、五七〇円」を「二、七〇〇円」に、「二、六二〇円」を「三一〇円」に、「一、五七〇円」を「二、七〇〇円」に、「一、九九〇円」を「二、〇五〇円」を「二、〇円」を「一大〇円」を「一、〇五〇円」を「二、〇八〇円」を「二、〇五〇円」を「二、〇八〇円」を「二、〇八〇円」を「二、〇八〇円」を「二、〇八〇円」を「二、〇八〇円」を「二、〇八〇円」を「二、〇八〇円」を「二、〇八〇円」を「二、〇八〇円」を「二、〇八〇円」を「二、〇八〇円」を「二、〇八〇円」を「二、〇八〇円」を「二、〇八〇円」を「二、〇八〇円」を「二、〇八〇円」を「二、〇八〇円」に、「一、九九〇円」に改める。

(山梨県立産業技術短期大学校設置及び管理条例の一部改正)

号)の一部を次のように改正する。 第四条 山梨県立産業技術短期大学校設置及び管理条例(平成十年山梨県条例第二十七

「三、二〇〇円」に、「四、二〇〇円」を「四、三〇〇円」に改める。を「八、五〇〇円」に、「七、三〇〇円」を「七、五〇〇円」に、「三、一〇〇円」を別表第一第二号の表中「三、三〇〇円」を「三、四〇〇円」に、「八、三〇〇円」

の一部を次のように改正する。の一部を次のように改正する。第五条 山梨県職業能力開発促進法関係手数料条例(平成十二年山梨県条例第十九号)

千九百円」に改める。
「一万六千五百円」を「一万七千九百円」に、「一万千円」を「一万

(山梨県立中小企業人材開発センター設置及び管理条例の一部改正)

例第四十三号)の一部を次のように改正する。 第六条 山梨県立中小企業人材開発センター設置及び管理条例(平成二十二年山梨県条

「六、九四〇円」に、「二、三五〇円」を「二、四一〇円」に、「三、〇六〇円」を「二、三一〇円」に、「二、七六〇円」を「二、八四〇円」に、「六、七四〇円」を「三、四六〇円」に、「一、七九〇円」を「一、七九〇円」に、「二、二四〇円」を別表第一号の表中「二、五五〇円」を「二、六二〇円」に、「三、三七〇円」を別表第一号の表中「二、五五〇円」を「二、六二〇円」に、「三、三七〇円」を

を「三、三五〇円」に、「四、〇八〇円」を「四、二〇〇円」に、「九、七八〇円」を を「三四、二三〇円」に、「二、四四〇円」を「二、五一〇円」に、「三、二六〇円」 「五、〇四〇円」に改める。 「一、六八〇円」に、「二、〇四〇円」を「二、一〇〇円」に、「四、八九〇円」を 「一〇、〇六〇円」に、「一、二三〇円」を「一、二六〇円」に、「一、六三〇円」 「八、〇七〇円」に、「九、七九〇円」を「一〇、〇七〇円」に、「二三、五六〇円」 四四〇円」に、「五、九二〇円」を「六、〇九〇円」に、「七、八五〇円」を 一五〇円」に、「三、七八〇円」を「三、八八〇円」に、「九、 一九〇円 を を

別表第二号の表中「一、五三〇円」を「一、五七〇円」に改める。

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する

理条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。 山梨県立国際交流センター設置及び管理条例及び山梨県立富士北麓駐車場設置及び管

平成二十六年三月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第四十七号

び管理条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例 山梨県立国際交流センター設置及び管理条例及び山梨県立富士北麓駐車場設置及

(山梨県立国際交流センター設置及び管理条例の一部改正)

第一条 山梨県立国際交流センター設置及び管理条例 (平成二年山梨県条例第二十三号) の一部を次のように改正する。

「三、四一〇円」に、「八、八三〇円」を「九、〇八〇円」に、「七二〇円」を「七四 円」に改める。 〇円」に、「一、一〇〇円」を「一、一三〇円」に、「二、九一〇円」を「三、〇〇〇 別表第一号の表中「二、二〇〇円」を「二、二六〇円」に、「三、三一〇円」を

別表第二号の表中「三三、〇〇〇円」を「三四、〇〇〇円」に改める。

(山梨県立富士北麓駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 山梨県立富士北麓駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例(平成二十五 年山梨県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。 消費税の非課税のものに該当しないときは、 四条第一項に規定する資産の譲渡等に該当し、かつ、同法第六条第一項の規定により (当該許可に係る同項各号に掲げる行為が消費税法(昭和六十三年法律第百八号)第年、第七条の改正規定中「第七条第五項」を 「第七条第四項中「定める」の下に「額 第七条の改正規定中「第七条第五項」を 「第七条第四項中「定める」の下に 当該行為について同表に定める額に百分

> の百八を乗じて得た額) の」を加え、同条第五項」に改める。

日から施行する。 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、 公布の

山梨県家畜保健衛生所手数料条例等の一部を改正する条例をここに公布する。 平成二十六年三月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第四十八号

山梨県家畜保健衛生所手数料条例等の一部を改正する条例

(山梨県家畜保健衛生所手数料条例の一部改正)

第一条 を次のように改正する。 山梨県家畜保健衛生所手数料条例(昭和二十五年山梨県条例第二十号)の 部

別表第一号の表中「四四〇円」を「四五〇円」に、「一四〇円」を「一五〇円」に

別表第二号中「一円七四銭」を「一円七九銭」に改める

(山梨県総合農業技術センター手数料条例の一部改正)

別表第三号中「二八、〇〇〇円」を「二九、〇〇〇円」に改める。

第二条 の一部を次のように改正する。 山梨県総合農業技術センター手数料条例(昭和四十三年山梨県条例第三十号)

ル」に、「五六〇円」を「五八〇円」に、「九四〇円」を「九七〇円」に、「一、二六 円」に、「一、七八〇円」を「一、八三〇円」に、「一、八九〇円」を「一、九四〇円. に、「一、八九〇円」を「一、九四〇円」に、「一、三一〇円」を「一、三七〇円」に、 「六九〇円」に、「八四〇円」を「八六〇円」に、「一、七八〇円」を「一、八三〇円 「五、三五〇円」を「五、五〇〇円」に改め、同表第四号中「ニツケル」を「ニッケ 「三、七八〇円」を「三、八八〇円」に、「四、四一〇円」を「四、五三〇円」に、「三、二五〇円」を「三、三四〇円」に、「三、五七〇円」を「三、六七〇円」に、 「二、六二〇円」を「二、七〇〇円」に、「二、七三〇円」を「二、八〇〇円」に、 に、「一、九九〇円」を「二、〇五〇円」に、「一、四一〇円」を「一、四八〇円」に、 「四、九三〇円」を「五、〇七〇円」に改め、同表第三号中「八四〇円」を「八六〇 「三、二五〇円」を「三、三四〇円」に、「三、五七〇円」を「三、六七〇円」に、 「二、四一〇円」を「二、四八〇円」に、「二、五二〇円」を「二、五九〇円」に、 別表第一号中「五六〇円」を「五八〇円」に改め、同表第二号中「六七〇円 一を「一、二九〇円」に、「一、三六〇円」を「一、四〇〇円」に、「一、

(山梨県立フラワーセンター設置及び管理条例の一部改正)

一部を次のように改正する。第三条 山梨県立フラワーセンター設置及び管理条例(平成十年山梨県条例第二号)の

〇円」を「五、一五〇円」に、「二、五〇〇円」を「二、五八〇円」に改める。別表中「五〇〇円」を「五一〇円」に、「四〇〇円」を「四二〇円」に、「五、〇〇

(山梨県立富士湧水の里水族館設置及び管理条例の一部改正)

の一部を次のように改正する。 第四条 山梨県立富士湧水の里水族館設置及び管理条例(平成十三年山梨県条例第四号)

〇円」に改める。 〇円」を「一、二四〇円」に、「六〇〇円」を「六二〇円」を「一、二四〇円」に、「一六〇円」を「一七〇円」に、「六〇〇円」を「六二〇円」を「三三〇円」に、「一、二〇円」を「三三〇円」

(山梨県立八ヶ岳牧場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

十一号)の一部を次のように改正する。 十一号)の一部を次のように改正する。 山梨県立八ヶ岳牧場の設置及び管理に関する条例(平成十七年山梨県条例第五

八〇円」に改める。「三二〇円」に、「四二〇円」を「四三〇円」に、「四七〇円」を「四川の円」を「三二〇円」に、「四十〇円」に、「三六〇円」を「三七〇円」に、

阼則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

山梨県道路法施行条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第四十九号

山梨県道路法施行条例等の一部を改正する条例

(山梨県道路法施行条例の一部改正)

に改正する。 第一条 山梨県道路法施行条例(平成十二年山梨県条例第二十四号)の一部を次のよう

○五」を「一・○八」に改める。 第七条第一項中「第四条の五の二」を「第四条の五」に改め、同条第二項中「一・

く。)及び地方財政法」を「地方財政法」に改める。第八条第二号中「法第三十五条に規定する事業(政令第十八条に規定するものを除

(山梨県流水占用料等に関する条例の一部改正)

第二条第二項中「一・○五」を「一・○八」に改める。

(山梨県砂防設備産出物採取料条例の一部改正)

またのようこ女Eする。 第三条 山梨県砂防設備産出物採取料条例(平成十二年山梨県条例第二十六号)の一部

を次のように改正する。

第二条中「一・○五」を「一・○八」に改める。

附則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

る。 山梨県立青少年センター設置及び管理条例等の一部を改正する条例をここに公布す

平成二十六年三月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第五十号

山梨県立青少年センター設置及び管理条例等の一部を改正する条例

(山梨県立青少年センター設置及び管理条例の一部改正)

一条 山梨県立青少年センター設置及び管理条例(昭和四十五年山梨県条例第三十九

号)の一部を次のように改正する。

を「一七、〇四〇円」に、「六〇〇円」を「六二〇円」に、「一、二〇〇円」を「一、別表第一号イの表中「八、二八〇円」を「八、五二〇円」に、「一六、五六〇円」

二四〇円」に改める。

一、八六〇円」に改め、同表備考4中「三、〇六〇円」を「三、一五〇円」に改め「別表第一号ロの表中「一、三六〇円」を「一、四〇〇円」に、「一、八一〇円」を

る。

(山梨県立少年自然の家設置及び管理条例の一部改正)

一部を次のように改正する。第二条 山梨県立少年自然の家設置及び管理条例(昭和四十八年山梨県条例第十号)の

(山梨県立美術館設置及び管理条例の一部改正)

次のように改正する。第三条 山梨県立美術館設置及び管理条例(昭和五十三年山梨県条例第五号)の一部を

「八六〇円」に、「五二〇円」を「五四〇円」に、「四二〇円」を「四三〇円」に改め別表第一第二号の表中「一、〇五〇円」を「一、〇八〇円」に、「八四〇円」をに、「一六〇円」を「一七〇円」に改める。

に、「四七〇円」を「四八〇円」に、「六、七七〇円」を「六、九六〇円」に改める。 別表第二中「七八〇円」を「八一〇円」に、「三、三六〇円」を「三、四五〇円」

(山梨県立考古博物館設置及び管理条例の一部改正)

第二、ことのによった。 第四条 山梨県立考古博物館設置及び管理条例(昭和五十七年山梨県条例第五号)の

部を次のように改正する。

○円」に改める。 ○円」を「一、○八○円」に、「八四○円」を「八二別表第一号の表中「一、○五○円」を「一、○八○円」に、「八四○円」を「八二別表第一号の表中「一六○円」を「一七○円」に改める。

別表第三号の表中「一、三〇〇円」を「一、三三〇円」に改める。

(山梨県立射撃場設置及び管理条例の一部改正)

を次のように改正する。 第五条 山梨県立射撃場設置及び管理条例(昭和五十九年山梨県条例第十四号)の一部

八五〇円」に改める。
「六、四二〇円」に、「八九〇円」を「九一〇円」に、「一二、四九〇円」を「一二、を「六、四二〇円」に、「八九〇円」を「六三〇円」を「六四〇円」に、「六、二四〇円」別表山梨県立八代射撃場の項中「六三〇円」を「六四〇円」に、「六、二四〇円」

(山梨県立青少年自然の里設置及び管理条例の一部改正)

の一部を次のように改正する。 第六条 山梨県立青少年自然の里設置及び管理条例(昭和六十二年山梨県条例第一号)

ようこ牧Eする。 第七条 山梨県立文学館設置及び管理条例(平成元年山梨県条例第十号)の一部を次の

六〇円」に、「五二〇円」を「五四〇円」に、「四二〇円」を「四三〇円」に改め別表第一第二号の表中「一、〇五〇円」を「一、〇八〇円」に、「八四〇円」を「八

七〇円」に改める。 別表第一第三号の表中「一、五〇〇円」を「一、五四〇円」に、「七五〇円」を「七

「五、九八〇円」を「六、一五〇円」に改める 別表第二中「三、〇四〇円」を「三、一三〇円」に、「四七〇円」を「四八〇円」

円」を「三一、七六〇円」に改める。 一〇、四九〇円」に、「一一、三四〇円」を「一一、六六〇円」に、「三〇、八八〇 一、四一〇円」に、「三、七四〇円」を「三、八五〇円」に、「一〇、二〇〇円」を 別表第三第一号の表中「一、一七〇円」を「一、二〇〇円」に、「一、三七〇円」

「一三〇円」を「一四〇円」に、「四七〇円」を「四八〇円」に改める。 〇円」に、「二七〇円」を「二八〇円」に、「一、一九〇円」を「一、二三〇円」に、 別表第三第二号イの表中「三二〇円」を「三三〇円」に、 「六〇〇円」を「六二

円」に、「一、一三〇円」を「一、一七〇円」に、「一三〇円」を「一四〇円」に、 「三四〇円」を「三五〇円」に、「四七〇円」を「四九〇円」に改める。 別表第三第二号ロの表中「三二〇円」を「三三〇円」に、「八一〇円」を「八四〇

(山梨県立八ヶ岳スケートセンター設置及び管理条例の一部改正)

第八条 山梨県立八ヶ岳スケートセンター設置及び管理条例(平成六年山梨県条例第一 十五号)の一部を次のように改正する。

円」を「一〇、四八〇円」に改める。 「i 10、三九0円」を「i 10、九七0円」に、「四00円」を「四10円」に、「一五、 |九〇円||を「一五、七三〇円||に、「二〇〇円||を「二一〇円||に、「一〇、一九〇 別表第一号の表中「八一〇円」を「八四〇円」に、「六一〇円」を「六三〇円」に、

改める。 別表第二号の表中「八一〇円」を「八四〇円」に、「五一〇円」を「五二〇円」に

、山梨県立本栖湖青少年スポーツセンター設置及び管理条例の一部改正

第九条 山梨県立本栖湖青少年スポーツセンター設置及び管理条例(平成七年山梨県条 例第二号)の一部を次のように改正する。

〇 円 円	別表第
一六〇円	別表第一号イの表中
(二四〇円)	(八〇円)
- *	
	八〇円
- 七 (八 (八 (八 (八 (八 (円)	(一六

00円 00円

回八

00円 00円

(六、

	<u> </u>		
	- VZ		一七〇円
(二、一00円)	(三、一00円)	(四、000円)	三四〇円
四、000円	六、一〇〇円	(四、000円)	
(四、二〇〇円)	(六、1100円)	一六、二〇〇円)	(八〇円)
			円円

(六、三〇〇円)	四、000円
(九、三〇〇円) (九、三〇〇円)	(三、一〇〇円)
11四、三00円	(四、000円)

四、二〇〇円	大、三〇〇円	(四、二00円)
	三六二三	 四 二 二 四

	四00円	円 〇 〇 円)	四八〇〇円	(六、三00円)	一八、三〇〇円)	二四、三〇〇円
		(三、六、	(四、八、	00円円	00円円	00円円
	四、1100円	六、三〇〇円)	(四、二〇〇円)	_	を	
	(六、三〇〇円)	(九、六〇〇円)	(二二、六〇〇円)	(二、一〇〇円)	六、三〇〇円	(四、二〇〇円)
L	-	に改			三六二三	

00円円

八六

める。

「一九〇円」を「二〇〇円」に改める。 別表第一号ロの表中「二六〇円」を「二七〇円」に、「一五〇円」を「一六〇円」に、

なうら。 「一、三七〇円」に、「八一〇円」を「八四〇円」に、「九二〇円」を「九五〇円」に「一、三七〇円」に、「一、二二〇円」を「一、二六〇円」に、「一、三三〇円」を「一、六八〇円」に、「一、七四〇円」を 別表第一号ハの表中「一、六三〇円」を「一、六八〇円」に、「一、七四〇円」を

「五一〇円」を「五二〇円」に、「四〇〇円」を「四二〇円」に改める。 別表第二号の表中「二六〇円」を「二七〇円」に、「六一〇円」を「六三〇円」に、

(山梨県立科学館設置及び管理条例の一部改正)

第十条 山梨県立科学館設置及び管理条例(平成十年山梨県条例第三号)の一部を次の

一〇円」を「三二〇円」に改める。「八六〇円」に、「五二〇円」を「五四〇円」に、「四二〇円」を「四三〇円」に、「三八六〇円」に、「五二〇円」を「五〇円」を「一、〇八〇円」に、「八四〇円」を

(山梨県立飯田野球場設置及び管理条例の一部改正)

一部を次のように改正する。 一部を次のように改正する。 一部を次のように改正する。 一部を次のように改正する。

四〇円」を「一、四九〇円」に、「二、〇五〇円」を「二、一一〇円」に改める。四〇円」を「一、四九〇円」に、「二九〇円」に、「九一〇円」を「九三〇円」に、「一、四九〇円」に、「二、八八〇円」を「二、九七〇円」に、「四、一一〇円」を「四、二三年に、「一、八三〇円」を「四、二三九〇円」に、「一、八三〇円」を「一、八第十条第二項の表中「五七〇円」を「五九〇円」に、「一、八三〇円」を「一、八

(山梨県立博物館設置及び管理条例の一部改正)

次のように改正する。 第十二条 山梨県立博物館設置及び管理条例(平成十七年山梨県条例第八号)の一部を

に、「一六〇円」を「一七〇円」に改める。 別表第一第一号の表中「五〇〇円」を「五一〇円」に、「四〇〇円」を「四二〇円」

改める。 別表第二中「四七〇円」を「四八〇円」に、「五、九八〇円」を「六、一五〇円」に

十六号)の一部を次のように改正する。 第十三条 山梨県立美術館等の観覧等の特例に関する条例(平成十九年山梨県条例第三

(山梨県立図書館設置及び管理条例の一部改正)

一部を次のように改正する。 第十四条 山梨県立図書館設置及び管理条例(平成二十三年山梨県条例第四十九号)の

附則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

平成二十六年三月二十八日

山梨県条例第五十一号

山梨県知事 横 内 正

明

る条列 山梨県運転適性検査手数料条例及び山梨県警察関係手数料条例の一部を改正する

(山梨県運転適性検査手数料条例の一部改正)

を次のように改正する。 第一条 山梨県運転適性検査手数料条例(昭和四十五年山梨県条例第四十二号)の一部

(山梨県警察関係手数料条例の一部改正)

第二条 山梨県警察関係手数料条例(平成十二年山梨県条例第三十六号)の一部を次の

別表第六の五の項中「一万九千円」を「二万円」に改める。

附則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

平成二十六年三月二十八日山梨県営石和温泉給湯使用料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第五十二号

部を次のように改正する。 山梨県営石和温泉給湯使用料等徴収条例(昭和四十二年山梨県条例第二十五号)の一山梨県営石和温泉給湯使用料等徴収条例の一部を改正する条例

別表第二中「一〇、一九五円」を「一〇、四八六円」に、「一四八円」を「一五二円」を「七七七、〇〇〇円」に、「二八三、〇〇〇円」を「二九一、〇〇〇円」に改める。別表第一中「四七二、〇〇〇円」を「四八六、〇〇〇円」に、「七五六、〇〇〇円」

〇〇円」を「二、一六〇円」に改める。 別表第三中「三一〇円」を「三二〇円」に、「三二〇円」に、「五二〇円」を「五四〇円」に、「二、一

に、「一六三円」を「一六八円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

係る使用料については、なお従前の例による。 ら平成二十六年四月三十日までの間に使用料の支払を受ける権利の確定されるものにら平成二十六年四月三十日までの間に使用料の支払を受ける権利の確定されるものに2 この条例による改正後の山梨県営石和温泉給湯使用料等徴収条例別表第二の規定に

平成二十六年三月二十八日山梨県緑化センター設置及び管理条例を廃止する条例をここに公布する。

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第五十三号

山梨県緑化センター設置及び管理条例を廃止する条例

山梨県緑化センター設置及び管理条例(平成十七年山梨県条例第七号)は、廃止する。

附則

(施行期日)

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

経過措置)

1

2 平成二十五年度に係る事業報告書については、なお従前の例による。

発行者